資料3-1

第５次吹田市地域福祉計画素案

2026 年９月９日時点

吹田市

はじめに

作成中

目次

第1章　第５次地域福祉計画策定の趣旨など……1
1　地域福祉とは……1
2　計画策定の背景と主旨……5
(1)策定の背景……5
(2)計画の趣旨……6
3　社会福祉法の改正と地域共生社会の実現……7
4　計画の概要……9
(1)計画の位置づけ……9
(2)計画期間……10
(3)既存計画との関係……11
(4)地域福祉の「圏域」の考え方……12
(5)支え・支えられの関係……13
(6)策定体制……14
5　計画の推進と進行管理……16
(1)市と社会福祉協議会の連携による推進……16
(2)計画の進行管理……18

第2章　地域福祉計画の基本方向……19
1　地域福祉に関する実態調査の実施……19
2　地域福祉市民フォーラムの実施……21
3　計画の基本理念……23
4　基本目標……25
(1)地域住民同士のつながりや支え合いの推進……25
(2)公民協働で支え合う体制の充実……27
(3)分野を超えて支え合う包括的支援体制の基盤強化……29

第3章　施策の展開……31
計画の施策体系……31
施策体系における重点施策の変遷……33
施策の方向(1)　お互いの顔の見える関係づくり……35
施策の方向(2)　地域福祉活動に関する支援……38
基本目標２公民協働で支え合う体制の充実……44
施策の方向(1)　福祉・健康への取組の充実……44
施策の方向(2)　暮らしを支える環境の整備……49
基本目標３　分野を超えて支え合う包括的支援体制の基盤強化……53
施策の方向(1)　権利擁護の推進　～吹田市成年後見制度利用促進計画～……53
施策の方向(2)　地域福祉のセーフティネットの拡充……57

巻末資料　用語集……66

第1章　第５次地域福祉計画策定の趣旨など

1　地域福祉とは

地域福祉とは、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、安心、安全に暮らし続けることができるような仕組みを、地域に暮らす人々が主体となり、行政や支援機関、地域団体等と共につくっていくことです。

吹田市民の福祉に関する実態調査（以下「実態調査」といいます。）では、ひとり暮らし世帯の割合が、2014年：12.5%、2019年：13.3%、2024年：17.0%と、年々増加傾向にあり、何かあったときに必ずしもすぐに家族の助けが得られない、そもそも頼れる家族がいない場合があります。一方、暮らしの基盤を支える公的サービスのみでは、自分の興味や関心、心身の健康状態に合った生活を送ることはできません。人と人が支え合って成り立つ社会の中で、健康でいきいきと暮らしていくためには、地域福祉の推進による地域や人とのつながりがとても大切になります。

また、生活する上での困りごとを抱えていても、本人が課題と認識していないことから、行政や支援機関等による早期発見が難しく、適切な公的サービスにつなげられない場合であっても、普段関わりがある地域のコミュニティでのなにげない会話から課題が発見されることがあります。

地域福祉の推進においては、行政や支援機関等が提供する公的サービスと、身近に寄り添い課題を発見する力を持つ地域が互いに連携し、生活課題の解決に向けた仕組みや取組を計画的に推進する必要があります。

■コラム：「自分らしく暮らすとは？」

「自分らしく暮らす」と聞くと、どんな毎日を思い浮かべますか？住み慣れた地域で暮らしたい、好きな仕事を続けたい、趣味を楽しみたい、大切な人と過ごしたい。その願いは、一人ひとり違っていて、どれも大切です。しかし、年齢や障がい、病気、子育てなどにより、一人では実現が難しい場面もあります。

そんなとき、そっと声をかけ、気にかけてくれる人が地域にいることは、大きな安心につながります。地域福祉は、特定の人だけが関係するものではありません。私たち一人ひとりが地域福祉の主役です。みんなで支え合い、誰もが自分らしく暮らせる地域を育てていきましょう。

■コラム：「実はこれも地域福祉！」

地域福祉というと、高齢者サロンや子供食堂（※用）、ボランティア活動などを思い浮かべる方が多いかもしれません。しかし、地域福祉はもっと身近なところにもあります。

例えば、趣味の教室やスポーツサークル、地域のお祭り、犬の散歩で出会う飼い主同士の交流や行きつけのお店の人たちとの何気ない会話なども、人と人とのつながりを生み、誰かの居場所になっています。参加する人同士が顔見知りになり、困ったときに声を掛け合える関係が育まれることで、安心して暮らせる地域づくりにつながります。

特別な活動だけが地域福祉ではありません。日々の暮らしの中で人と関わり、支え合うことも、地域福祉を推進する上で大切な一歩です。

本市では、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、安心、安全に暮らし続けることができるよう、様々な地域団体やボランティア活動、支援機関による支援等が行われています。

地域福祉の推進においては、地域住民、行政、地域団体、関係機関など、あらゆる主体が連携・協働し、相互に役割を持ちながら、生活課題の解決に向けた仕組みや取組を計画的に推進する必要があります。

■主な地域団体・ボランティア、支援機関など

名称	取組概要
自治会	お互いに助け合い、より良いまちづくりのため同じ地域に住む人たちによって自主的に組織される自治組織です。夏祭りや市民体育祭などの親睦活動、防災・防犯などの安心安全活動、地区清掃などの環境整備活動など、各地域において様々な活動が行われています。
地区福祉委員	地域住民によって組織され、おおむね小学校区ごと（市内33地区）に地区福祉委員会があります。地域での声かけ・見守り活動、ふれあい昼食会（※用）や子育てサロン（※用）などを中心に、地域住民同士のつながり・助け合いの関係づくりを進めるために活動しています。
高齢クラブ	「仲間がほしい、何か社会のために役に立ちたい」などの思いをもつ、おおむね60歳以上の住民が地域で結成・運営している組織です。活動内容はレクリエーション、スポーツ、親睦会、社会見学・旅行のほか、勉強会や社会奉仕活動などを行っています。
保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを社会の中で見守り、地域の中で支えています。法務省から委嘱を受けた保護司で組織される保護司会をはじめ、更生保護女性会（※用）、ＢＢＳ会（※用）など、様々な地域のボランティアが協力して、更生保護に関する取組を行っています。
民生委員・児童委員	自らも地域住民の一員として、日頃から地域での声かけ・見守り活動、福祉や子育てなどに関する相談支援を行うボランティアです。地域住民の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動しています。

※別冊資料の参考資料に、相談支援機関一覧を掲載しています。

名称	取組概要
認知症サポーター	認知症サポーターは、認知症（※用）を正しく理解し、認知症の人や家族を地域で温かく見守るため、声かけや見守りといった簡単な日常生活の手助けなどを行っています。認知症サポーターになるためには「認知症サポーター養成講座」を受講する必要があります。
けんりサポートすいた（権利擁護・成年後見支援センター）	成年後見制度や権利擁護（詳細は53ページ）に関する不安や困りごとに関する相談支援機関です。認知症や知的障がい・精神障がい等により、判断能力が十分でない方が、自分らしく安心して暮らすことができるようサポートしています。
くらしサポートセンターすいた（生活困窮者自立支援センター）	生活にお困りの方の相談を受け付け、一人ひとりの状況に合わせて、働くための支援、家賃相当額の支給などの住まいの支援、家計の立て直しの支援など、様々な支援を提供しています。
地域包括支援センター	高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、介護・健康・生活、在宅療養、認知症、権利擁護に関する相談業務等を実施するとともに、暮らしやすい地域づくりに向けて、関係機関とのネットワークづくりに取り組んでいます。
障がい者相談支援センター	障がい者などからの電話、来所などによる各種福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援の連絡調整、権利擁護のために必要な援助などを行っています。
子育て支援センター	「すこやか親子室」「家庭児童相談室」「こども発達支援センター」で構成し、すべての妊産婦・子供・子育て家庭への相談支援を一体的に行います。各所管がそれぞれの専門性を生かし、子育て支援に関わる機関と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を実施しています。
吹田市社会福祉協議会	「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、社会福祉法に位置付けられている社会福祉法人です。地域の方々や福祉関係機関、ボランティア団体、当事者組織などで構成され、行政や様々な団体などと連携しながら活動しています。また、地域に密着した生活・福祉の相談員としてコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）が配置され、地域と行政のつなぎ役として活動しています。

2 計画策定の背景と主旨

(1)策定の背景

私たちを取り巻く社会問題は多様化しており、少子高齢化はもちろん、異常気象による自然災害、物価高騰による貧困など様々です。また、情報化社会の進展に伴う対面コミュニケーションの減少、ライフスタイルの多様化による核家族化や単身世帯の増加によって、地域におけるつながりが薄くなっています。

本市においても、緩やかではあるものの少子高齢化が進んでいる他、実態調査の結果では、地域活動や福祉ボランティア活動について参加していないと答えた人の増加など、地域との関係の希薄化が見られており、防災や防犯などの地域共通の課題への対策がしづらくなったり、社会から孤立する世帯が増加したりするなどの問題が発生しています。

地域に住む世帯が抱える課題も複雑化・複合化しています。子育てと家族の介護を並行して担う「ダブルケア」や、80代の親が50代の子供の生活を支える「8050問題（※用）」、子供が家事や家族のお世話を担う「ヤングケアラー」など、1 つの支援機関や分野だけでは解決が難しい課題が増加しています。

国においては、従来より行政や地域団体、地域住民などみんなで支え・支えられて地域を共に創っていく地域共生社会の重要性が示されていますが、その実現に向けて、本市においても地域課題を我が事として捉えることや、各分野の制度や縦割りを超えて支援に取り組むことが求められています。

■コラム:「少子高齢化って私たちの暮らしに影響あるの？」

少子高齢化により働き手世代が減ることで、介護や医療を支える人材の確保が難しくなります。また、年金保険料の支払額の増加が見込まれたり、地域のお店や公共交通の維持が難しくなることでバスの本数やスーパーマーケットの減少などにつながる可能性もあります。

少子高齢化は「誰にとっても」関係する身近な問題です。

(2)計画の趣旨

本市においては、2022年3月に第4次吹田市地域福祉計画を策定し、これまでの間に成年後見制度の利用促進（2024年7月に中核機関の設置）や複雑化・複合化した課題を持つ世帯に対する包括的な支援体制を整備するための方策として重層的支援体制整備事業の実施等、地域福祉の課題に対する取組を進めてきました。

3 ページの「(1)策定の背景」でも述べたとおり、少子高齢化などの従来の課題はもちろん、課題の変化や複雑化・複合化に対応し、子供から高齢者まであらゆる世代の人々が安心して暮らせる社会の構築が求められています。

このように変化していく地域の現状や課題を踏まえ、本市の地域福祉をより効果的に推進していく方向性を示すために第5次吹田市地域福祉計画を策定します。これにより、地域課題を我が事として捉え、行政や地域団体、地域住民などと協働し、地域共生社会の実現をめざします。

■コラム：「地域福祉計画ってどのように活用するの？」

地域福祉計画は、高齢者、障がいのある人、子育て世帯など、誰もが安心して暮らせる地域をめざして、市の考え方や取組の方向性をまとめた計画です。

地域活動やボランティア活動を進める上で、市の方向性や地域福祉の現状を把握するための参考書として活用できるほか、地域団体や事業者、行政等がそれぞれの役割を考え、協力して地域福祉を推進していくための道しるべにもなっています。

3 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

地域共生社会の実現に向けた取組としては、2017年6月に社会福祉法の一部が改正され、地域福祉推進の理念とともに、市町村が努める包括的な支援体制の整備について規定されました。

包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し、地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うものであり、特に「①地域で支え合う機能」「②支援関係機関が連携して支援を行う機能」「③地域と支援関係機関をつなぐ機能」の整備が重要となります。

■包括的な支援体制の整備イメージ図

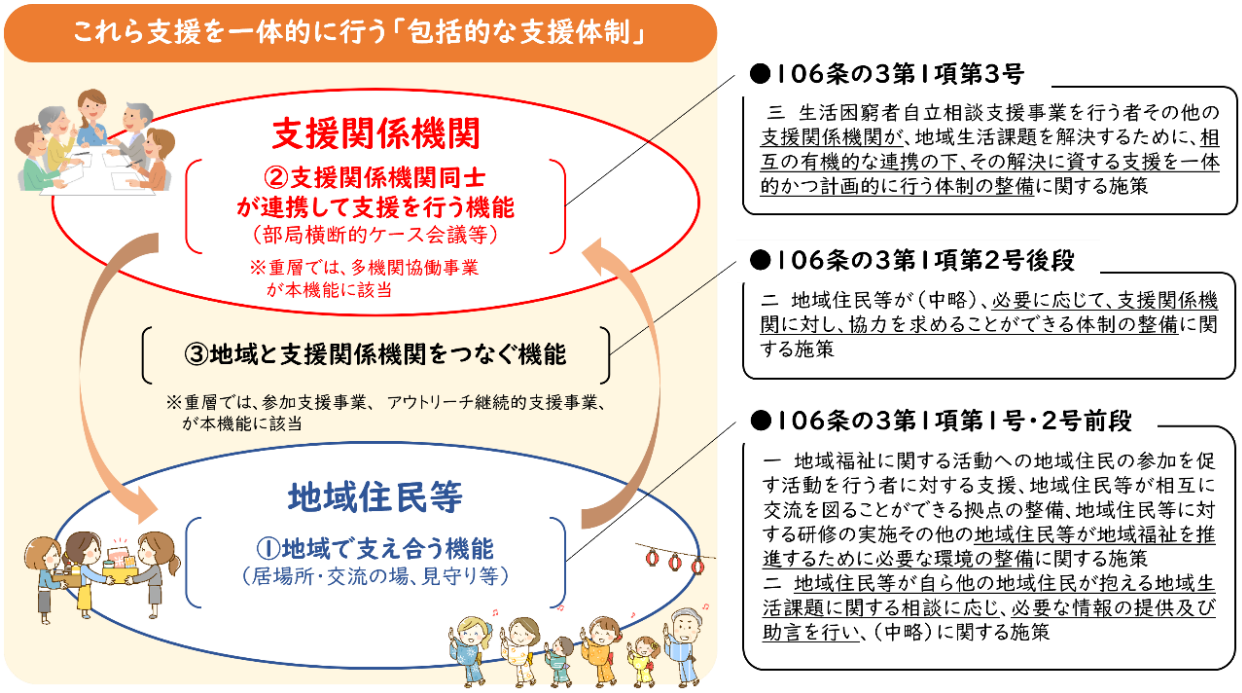

地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（4条2項）
支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（4条3項）

包括的な支援体制の整備は、生活困窮や子供など個別分野の施策でも実施されており、このような流れを踏まえて、2020年6月の社会福祉法一部改正では、包括的な支援体制の整備を行うための手段の一つとして「重層的支援体制整備事業」（詳細は●ページ）が創設されました。また「地域共生社会」の理念が明記され、地域福祉の推進は地域住民が主体となって行う旨が記載されました。

社会福祉法第4条 「地域福祉の推進」	地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

そして、2026 年 6 月の社会福祉法一部改正では、人口減少や福祉人材不足の進行など社会情勢の変化を踏まえ、地域における福祉サービスを持続可能なものとするため、頼れる身寄りがいない高齢者（※用）等への支援を含めた福祉サービス利用援助の見直しや、福祉人材の安定的な確保及び定着に向けた取組などが盛り込まれました。

これにより、意思決定支援を重視した権利擁護支援施策の充実や、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を整備するとともに、地域共生社会の実現に向けた基盤を一層強化する内容となりました。

■地域共生社会のイメージ図

4 計画の概要

(1)計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づくもので、計画の策定は、2018年4月の法改正により努力義務とされました。

本計画は、社会福祉法の趣旨や本市の現状と課題などを踏まえ、地域福祉の推進によりめざすべき姿を描くとともに複雑化・複合化する課題に対応できる、世代や属性を超えた包括的な支援体制を構築するため、策定するものです。

また、本計画は、社会福祉法第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項の規定に基づく、本市における「成年後見制度利用促進計画」、及び「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条の規定する「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

なお、上記の各計画については、第3章において詳細を記載していますが、各基本目標に該当する性質を持つことから、計画の明記箇所以外にも各計画内容に基づく取組を記載しています。

■重層的支援体制整備事業実施計画

重層的支援体制整備事業は、地域主体で行われている既存の取組を生かし、複数の支援事業を、各分野の制度や縦割りを超えて一体的に実施をすることで、市の支援機関や地域団体、地域活動に参加する住民と連携して課題を抱える世帯への支援体制を構築するものです。本市としては、本事業等により包括的な支援体制の整備を行うことで、みんなで支え・支えられて地域を共に創っていく地域共生社会の実現をめざします（詳細は●ページ）。

重層的支援体制整備事業実施計画は、本事業の効果的な実施のため策定するものです。

■成年後見制度利用促進計画

成年後見制度は、認知症（※）、知的障がいや精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利や財産を守る援助者を選ぶことで、その人の生活を法律的に支援するための制度です（詳細は●ページ）。

成年後見制度利用促進計画は、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な事項を定め、成年後見制度の利用と権利擁護支援を総合的かつ計画的に進めるため策定するものです。

■再犯防止推進計画

更生保護とは、犯罪や非行をした人が社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、これらの人たちの自立や更生を助けることにより、安全、安心な地域社会をつくることをめざす活動です（詳細は●ページ）。

再犯防止推進計画とは、更生保護など犯罪や非行をした人への支援に関する基本的な事項を定め、これらの人が自立・更生し、地域と共に支え支えられて安全、安心な社会を実現するために策定するものです。

(2)計画期間

本計画の計画期間は、2027 年度から 2032年度までの6年間とします。

また、国の動向のほか、今後の社会情勢の変化により、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

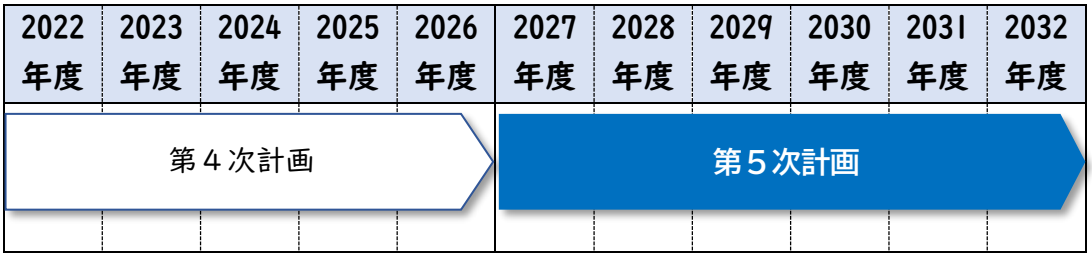

(3)既存計画との関係

本計画は、吹田市総合計画を上位計画とする福祉分野の個別計画であり、高齢者、障がい者（児）、子供・若者、健康づくり、防災、その他関連する各分野の個別計画で示されている内容を地域福祉の視点から捉え、それらに共通する理念や方向性を盛り込むなど、分野別の個別計画との調和を図るものです。さらに、これまでの各分野の枠組みを超え、地域が抱える複雑・多様化した課題に対しても、分野横断的な連携をより一層深化させていきます。

■関連計画との関係図

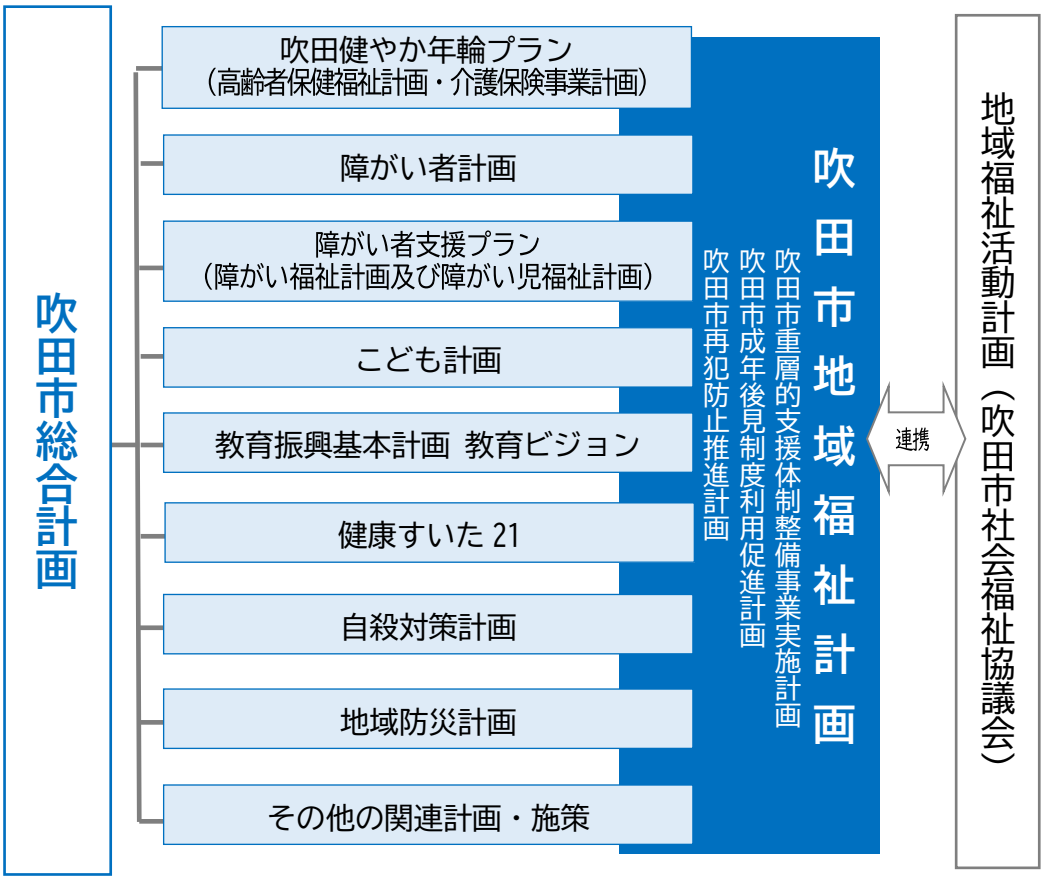

(4)地域福祉の「圏域」の考え方

地域福祉を推進していくうえでの課題は、地域住民一人ひとりの生活に密着しています。このため、地域福祉の推進における「圏域」は固定的なものではなく、住民主体で展開される地域福祉活動、福祉サービスの内容や地域の実情などを踏まえて、それぞれにふさわしい圏域（エリア）を設定する必要があります。

本計画における「圏域」は、それぞれの取組内容に応じて、隣近所、自治会、小学校区、ブロック単位や全市域など多面的に捉えながら、それらを柔軟に組み合わせるなど重層的に考えます。

これにより、地域福祉活動の展開、助け合いや支え合いのネットワークの構築や福祉サービスの提供など、公民協働（※用）による地域福祉活動のさらなる推進をめざします。

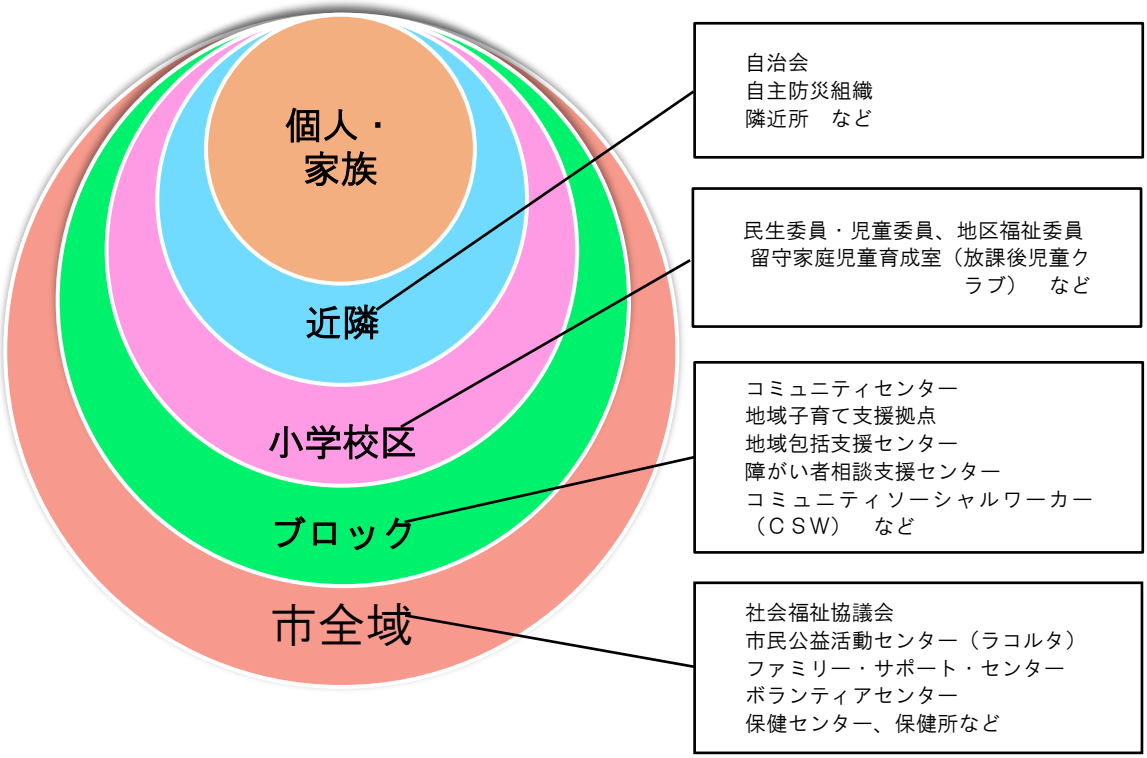

(5)支え・支えられの関係

社会福祉法第4条では「地域福祉の推進」が規定され、地域住民、社会福祉事業者、社会福祉に関する活動を行う者を「地域住民等」と呼び、相互に協力して地域社会における福祉の実現に努めることを求めています。

地域住民等は、日常の活動の中で地域の問題を見つけることや、ボランティア活動などに参加することで地域福祉に関わることができ、このような主体的な関わりがより効果的な支援につながります。しかしながら、地域福祉の推進にあたっては、人材の育成、制度の整備など様々な課題があり、これらに対応するためには、行政だけでなく地域住民等と協働し、お互いに支え合う「支え・支えられの関係」を築くことが大切です。

この「支え・支えられの関係」は、地域の様々な支援機関が制度や分野を超えてより良い地域を創っていく上でも重要な考えとなりますが、一人ひとりの地域住民等が果たす役割においても、欠かせない考えとなります。

■コラム:「「地域住民」とは誰のことか」

地域福祉計画の中には頻繁に「地域住民」という言葉が出てきますが、一体誰のことを指すでしょうか?実は、地域福祉計画を策定することが書かれている社会福祉法では「地域住民等」の定義はされても、「地域住民」の範囲などを示す定義がありません。

吹田市に住んでいる人はもちろんですが、吹田市で仕事をしている人、吹田市の学校に通っている人、趣味でよく吹田市に来てくれる人など、吹田市と関わっている色々な立場の人で地域が構成されています。本計画ではそのような方々をすべて含めて「地域住民」と定義します。みなさんも地域住民の一員として、一緒に地域福祉を推進していきましょう!

(6)策定体制

本計画の策定にあたっては、市長の諮問により、市の附属機関（※用）である「吹田市社会福祉審議会（※用）」において調査審議を行いました。また、計画策定期間中は同審議会に「地域福祉計画策定部会」を設置し、実態調査の調査票や計画素案の作成についてより具体的に検討を進めました。

庁内においては、「吹田市地域福祉計画庁内推進委員会」を中心として、計画策定に関する検討を進めました。

計画策定にあたっては、実態調査やパブリックコメントの実施など、広く地域住民に意見をいただきながら進め、各会議などの検討を踏まえてとりまとめられた計画案について答申を受けました。

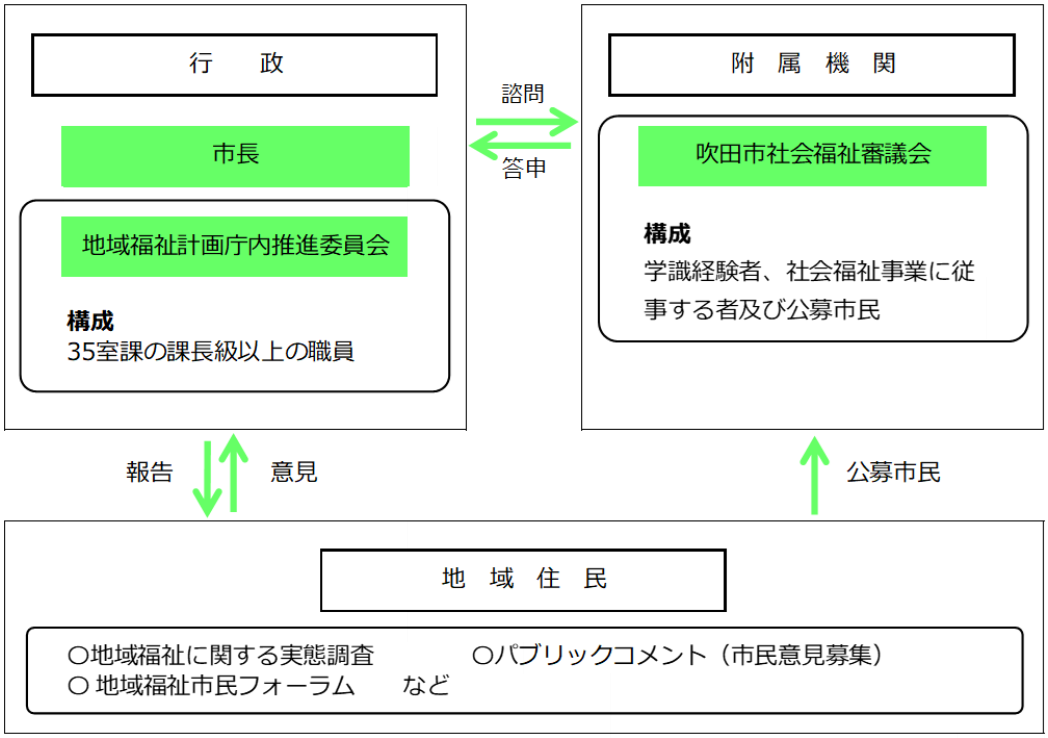

○地域福祉に関する実態調査
　市民を対象としたアンケート調査。結果を計画策定の基礎資料として活用。
○パブリックコメント（市民意見募集）
　計画案等をホームページ等に公表し、広く市民等から意見を募集すること。
○地域福祉市民フォーラム
　地域住民と一緒に地域福祉を考える場として、毎年テーマを決めて開催。

【地域福祉計画推進専門分科会を統合】

本市では、吹田市社会福祉審議会規則に基づき、高齢分野、障がい分野など、分野ごとに専門的な内容について調査審議をする場として「専門分科会」を、各専門分科会で議論した内容の報告・評価などをする場として「全体会」を設置しています。

地域福祉という分野においても、「地域福祉計画推進専門分科会」にて地域福祉計画の策定及び推進にかかる事項の調査審議を行っていましたが、2025年7月の規則改正により、地域福祉計画推進専門分科会を全体会に統合しました。

全体会は各専門分科会に所属している委員が出席する会議体であることから、全体会では、より一層幅広い分野の委員による地域福祉の議論が可能となり、専門分科会では、全体会での地域福祉についての議論を踏まえた調査審議が可能となりました。

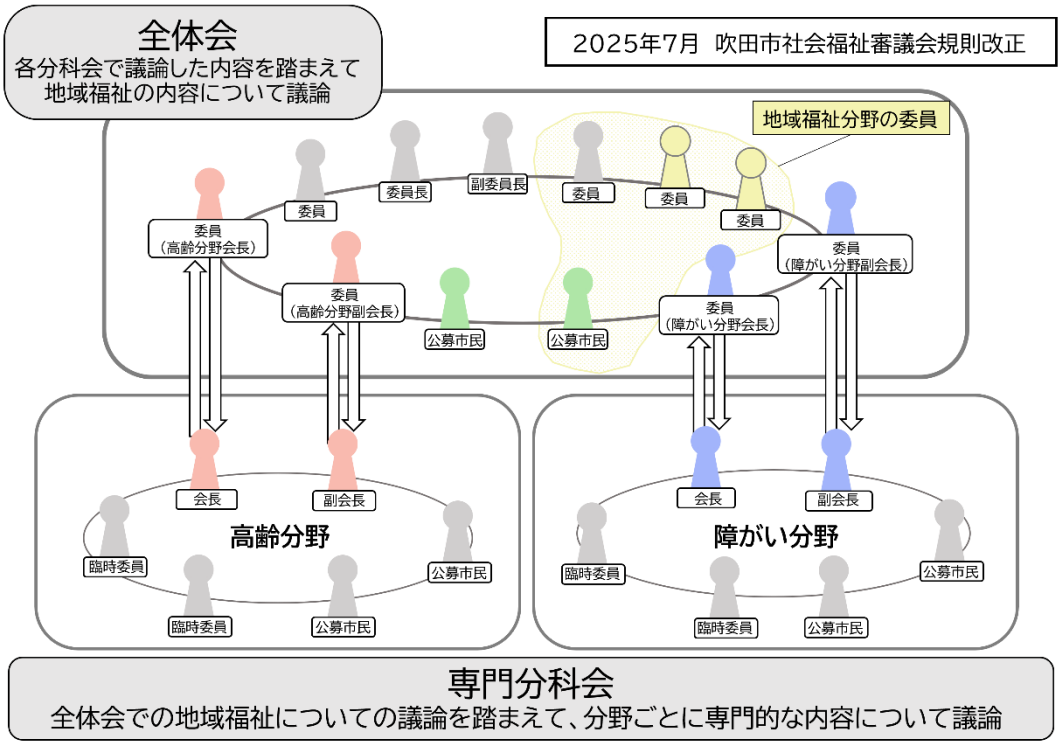

5 計画の推進と進行管理

(1)市と社会福祉協議会の連携による推進

地域福祉計画を進めていくためには、市と社会福祉協議会の連携・協働が必要です。

どちらも地域において福祉を支える機関ですが、それぞれの立場や役割は異なっており、相互に連携することで支援体制を作っています。

市は法律や制度に基づいて福祉サービスを提供・実施し、地域住民が公平かつ安定的にサービスを受けられるように制度を整えることで、地域全体における福祉の土台づくりを担っています。

一方で、社会福祉協議会は「地域福祉活動計画(※用)」を策定し、民間の社会福祉法人として地域に根付いた活動を行っており、地域住民からの相談対応や生活上の困りごとへの支援、高齢者の見守りや交流の場づくりなど、住民に寄り添った活動を担っています。

また、相談に行くことが難しい方や制度の狭間(※用)にある課題を抱えた方に対して積極的に働きかけ、必要なサービスや情報を提供するアウトリーチ型の支援を行っており、市や専門機関への「つなぎ役」として重要な役割を担っています。

両方がそれぞれの立場から連携を強化し、地域において切れ目のない支援を実施することで計画を推進していきます。

■市と社会福祉協議会の違い

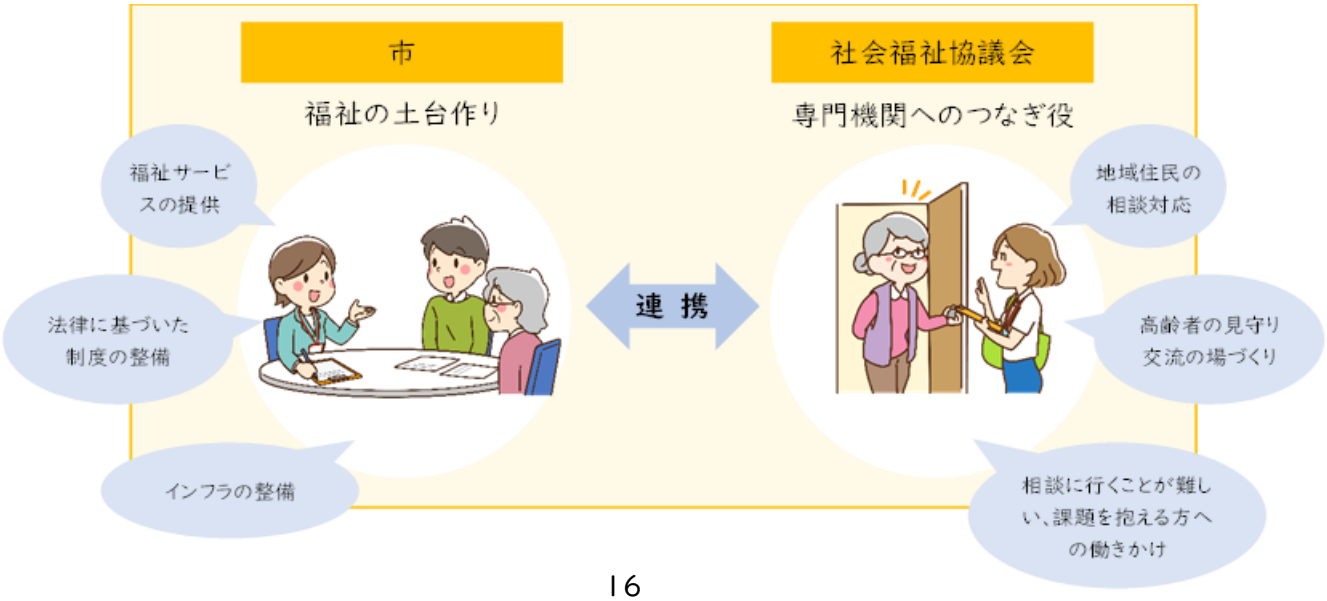

■社会福祉協議会について

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、地域の方々や福祉・保健・医療などの関係機関や専門家、当事者組織などで構成されている民間の福祉団体（社会福祉法人）です。本市には、吹田市社会福祉協議会が設置されています。

吹田市社会福祉協議会では、地域住民同士の助け合いや支え合いの活動を支援するため、市内 33 地区に組織された地区福祉委員会を中心に小地域ネットワーク活動を進めるなど、地域の福祉活動推進の要となって活動を展開しています。

さらに、ボランティアセンター（※用）の運営、寄附金や物品を市内の福祉施設や団体等に橋渡しをする「善意銀行」の取組や、100 を超える民間福祉施設が種別を超えて連携して地域貢献活動をしている施設連絡会（※用）事務局など、多岐にわたる活動を行っています。

複雑化・複合化していく地域課題に対応していくために、その役割は今後ますます重要となります。

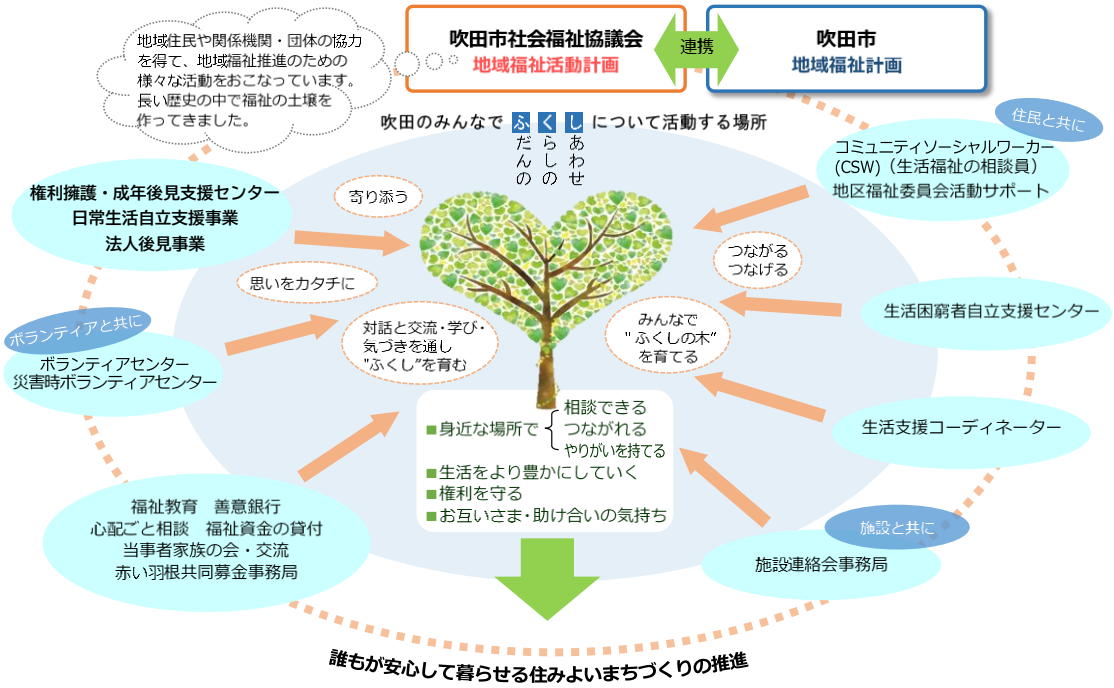

～地域共生社会をめざして～

(2)計画の進行管理

本計画の実施期間において地域福祉の取組が一層推進されるよう、地域福祉に関わる事業などの成果や進行状況を継続的に確認・評価していくことが重要です。

このため、社会福祉審議会（※用）において、Plan（計画）-Do（実施）-Check（評価）-Action（改善）のPDCAサイクルに沿って計画の進行管理を行い、効果的かつ効率的に取組を推進します。

また、評価にあたっては、総合計画や関連する個別計画などによる数値指標を活用するとともに、地域住民との協働による意識の変化のような数値化が難しい取組の成果などにも留意して行うことで、取組の改善や成果の向上を図ります。

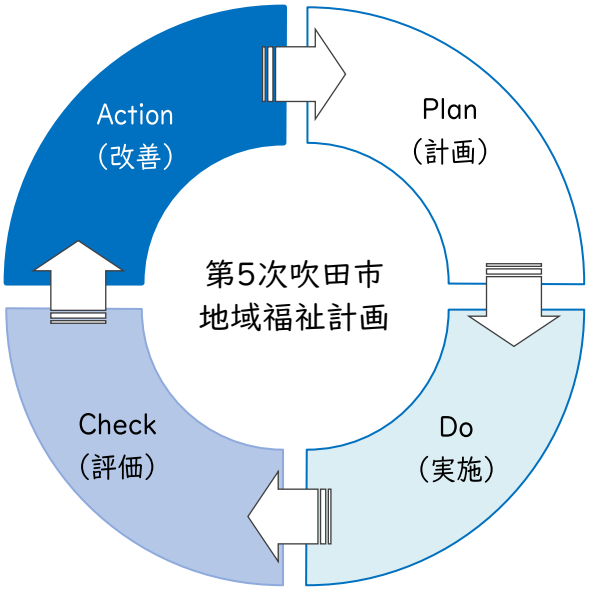

第2章　地域福祉計画の基本方向

１　地域福祉に関する実態調査の実施

作成中

作成中

２ 地域福祉市民フォーラムの実施

作成中

作成中

3 計画の基本理念

第4次吹田市地域福祉計画では、「みんなでつながり 安心・いきいきと暮らせるまち吹田」を基本理念に、地域全体でつながりながら支え合えるまちづくりを進めてきました。

地域福祉をさらに推進していくためには、地域住民や地域で活動する多様な主体、関係機関、行政がつながり、地域全体で支え合う仕組みの構築が必要です。

引き続き、様々な地域福祉に関する施策を展開し、高齢者、障がい者、子供を含むすべての市民が、それぞれの役割をもって支え・支えられの関係づくりを進め、地域を共に創っていく地域共生社会の実現をめざしていきます。

本市における地域共生社会の実現には、地域住民同士がつながり、顔の見える関係を築きながら、主体的に地域福祉活動が展開されることや、その活動から発見される様々な課題に対して、地域住民と支援者が支え合い、課題に対して向き合い、多様化した課題に対しては、支援者同士が分野を超えて支え合うことが重要です。

第5次となる本計画においても、この基本理念を踏襲し、地域福祉に関する施策を引き続き推進することで、地域共生社会の実現をめざしていくこととします。

【基本理念】

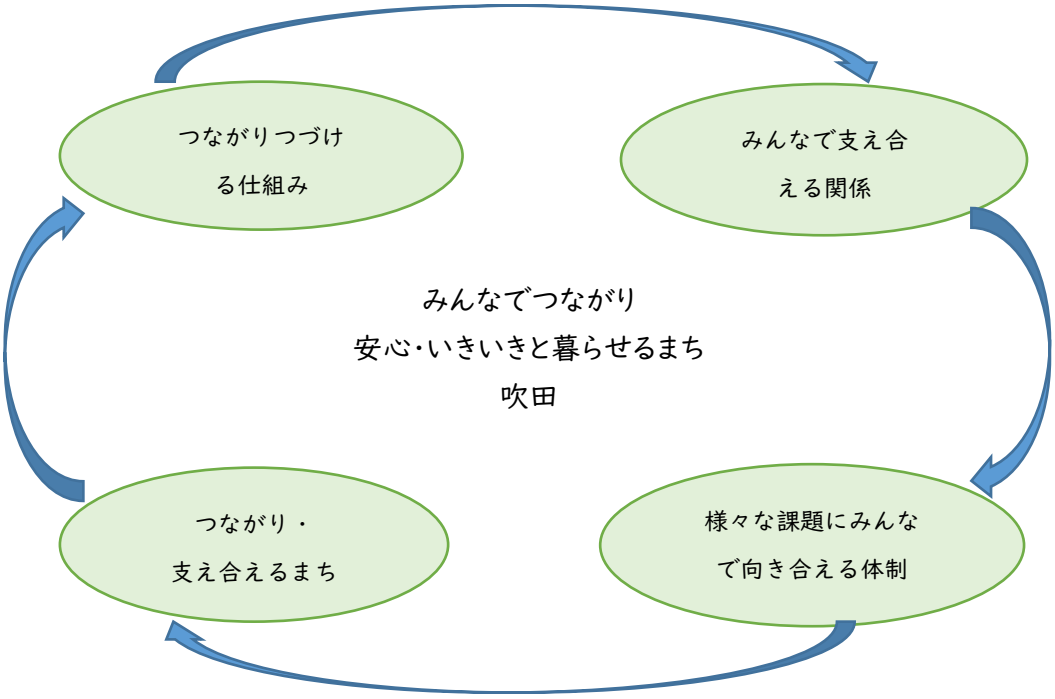

第5次吹田市地域福祉計画では、身近な相談支援者や、分野ごとの支援機関などの連携により、みんなでつながる仕組みづくりを進めます。また、地域の相談員であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）（※用）が様々な場面に応じてつなぎや連携に向けて支援することで、地域団体や支援機関との連携をより有機的なものとなることをめざします。

4 基本目標

(1)地域住民同士のつながりや支え合いの推進

自治会をはじめとする身近な地域で活動する地域団体の支援や、地域住民が気軽に交流できる機会の提供等により、地域におけるつながりや支え合いを推進します。

【現状と課題】

◆少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加などにより、本市においても、従来の地縁を基盤とした地域のつながりが希薄になり、住民同士の関係が築きにくい状況がみられます。また、実態調査の結果では、地域住民の交流について気になっていることについて、「特にない」が 43.3%で、前回調査の 36.4%から 6.9 ポイント増えていることからも、地域に関心がない層が増加していることがわかります。

◆実態調査の結果では、普段の近所付き合いの程度は、「ほとんど付き合っていない」が 25.7%で、前回調査の 13.3%から 12.4 ポイント増えています。また、自治会に加入していると回答した世帯は 45.6%で、前回調査の 53.5%から 7.9 ポイント減っていることや、地域活動への参加・取組状況における、「自治会の行事」の割合は 13.5%で、前回調査の 20.8%から 7.3 ポイント減っていることから、自治会離れの進行が伺えます。さらに福祉ボランティア活動に参加していない割合は 78.4%で、前回調査の 73.8%から 4.6 ポイント上昇しており、地域活動とボランティア活動ともに参加していない人の割合が増えています。

◆一方、地域で力を合わせて安心して暮らすために、住民が主体的に取り組むことについて、実態調査の結果では「住民相互の日常的な対話・交流・支え合い」(34.4%)や「地域の問題を自分のこととして考えること」(30.1%)、「自治会などが住民の身近なくらしの問題や安全・防犯などに取り組むこと」(20.8%)が上位となっています。

◆実態調査の結果では、地域活動に参加したいと思える活動内容として、「自分が興味・関心のある内容を扱っている」(24.5%)が最も多く、参加者を増やすためには「自分が興味・関心のある内容」が地域活動のテーマとして求められます。

◆令和 7 年度地域福祉市民フォーラムで実施した意見交換会では、地域のイベントやボランティア、サークル活動等に参加したことで、「若い世代や留学生など、普段話すことのない人との新たなつながりができた」「今までフルタイム勤務のため知り合いが少なかったが、活動参加により友達が増えた」等、活動を通じて交流のきっかけを持てたという意見が多く見受けられました。

【目標達成に向けた取組の考え方】

- 近隣との交流は、地域コミュニティにおける情報交換の場となるだけでなく、緊急時・災害時においても、地域での支え・支えられの関係づくりにつながるものと考えられます。こうした支え・支えられの関係の促進には、「顔の見える関係」が土台になることから、近所付き合いを増やしていく取組が必要と考えられます。
- 緊急時の対応や安否確認など、地域住民による支え・支えられの関係は強固な地域コミュニティの構築につながります。ひとりで解決できない課題については、支え・支えられの関係により解決することができるよう、近隣住民同士が「顔の見える関係づくり」を行うことが必要です。

【必要な取組】

- 住民同士が気軽に交流できる機会を増やし、あいさつや声かけをはじめとした近所付き合いや顔の見える関係づくりを進めます。
- 地域で活動する様々な団体の活動を活性化することや、市民の地域福祉に関する意識の醸成や担い手の育成・確保に向けた支援を行うことで支え・支えられの関係づくりを促進します。

(2)公民協働で支え合う体制の充実

社会福祉協議会をはじめとする民間の事業者等との協働により支援や活動の幅を広げ、地域を支える体制の充実を図ります。

【現状と課題】

◆少子高齢化や核家族化の進行に加え、近年の物価高騰等を背景に、障がい者や子育て世代をはじめ、生活困窮世帯などの支援を要する方々の増加や、ヤングケアラーなど子供・若者の生活への影響が大きくなっています。子供・若者を取り巻く課題については、早期発見が難しいことや、家庭環境の影響を受けやすいといった特性があります。

◆実態調査の結果では、くらしや健康・福祉に関する制度や施設・サービスについて、日頃気になっていることについて、「特にない」が 38.9%で、前回調査の結果から 8 ポイント増えており、地域の情報や課題への関心が低下している傾向が見られます。

◆実態調査の結果では、自由意見として、「地域で困っている実情をホームページや市報に載せてほしい」「いろいろ取り組んでいるのはわかるができると思えない、ニーズに合っているのか疑問である」等の意見があり、地域のニーズや実状の把握に課題があると考えられます。

◆実態調査の結果では、自由意見として、「視覚障がい者が安心して歩けるように」「歩道がガタガタ」「様々な立場の人にやさしい取組をしてほしい」等、様々な立場の人が暮らしやすい環境づくりに関する意見が複数見られました。また、合理的配慮（※用）（詳しくは50ページ）の認知状況について、「ことばも内容も知らない」が 45.8%と約半数を占めており、まだまだ周知に課題が残る結果となりました。

◆実態調査の結果では、日常生活で困っていることや不安なことについて、「不安はない」を除いて「経済的なこと」が 31.5%で最も多く、前回の調査から 4.6 ポイント増えています。また、自由意見として、「物価が高い」「物価高対策を期待」等の意見が見られ、近年の物価高騰による経済的な不安が高まっている結果となりました。

【目標達成に向けた取組の考え方】

- 子供・若者や働き手世代など地域活動に携わる機会がない方や地域に関心がない方に対して、地域の情報や市の制度・事業について効果的に発信していくことが重要です。
- 地域住民と支援者が連携しながら活動に取り組むことで、地域の課題やニーズをより細やかに把握できるような仕組みをつくっていくことが重要です。
- 市内で活動する関係団体間の活動に関する情報共有や意見交換の場の設定など、各活動の連携を促進することにより活動内容の充実を図ることが重要です。
- 合理的配慮（※用）の面や就労面において、誰もが暮らしやすい環境づくりに取り組むことが重要です。

【必要な取組】

- 地域活動などの地域の情報を効果的に発信できるよう、イベントや講座におけるテーマの設定や、取組方法の工夫に努めます。
- 健康づくり等福祉分野以外での地域共通の課題である分野との連携や、地域貢献活動をする民間の事業者との連携を推進する等により、取組の幅を広げます。
- 住環境の整備や合理的配慮の周知等により、暮らしを支える環境の整備に努めます。
- 多様化する働き方に応じて、一人ひとりの状況に寄り添った就職支援を進めます。

(3)分野を超えて支え合う包括的支援体制の基盤強化

重層的支援体制整備事業をはじめとする分野を超えて連携する取組等により、地域住民を包括的に支援するための体制を、より強化していきます。

【現状と課題】

◆本市は都市部特有の人口の流動性の高さや、大学や研究機関の集積などを背景に、単身世帯、共働き世帯、高齢者世帯、子育て世帯といった多様な生活様式が広がっています。また、高齢、障がい、子育て、生活困窮などに関わる課題が複合的に重なる世帯も増え、分野別の制度や専門的支援だけでは十分に対応することが難しくなっています。さらに、地震や豪雨といった自然災害や、特殊詐欺の増加といった社会的課題も懸念されており、個人や行政だけでなく、地域全体で対策を講じていくことが求められています。

◆実態調査の結果では、くらしや健康・福祉のことでの相談先について、「配偶者」（56.6%）が最も多く、次いで「子供」「友人・知人」「親」などの身近な関係者が上位となっている一方、「地域包括支援センターの職員」「社会福祉協議会の職員」など福祉の専門職を選択する割合は5%未満と低くなっています。あわせて、くらしや健康・福祉に関する相談窓口のうち、「知らない」割合が高い相談窓口は、順に「居住支援協議会」（76.6%）、「更生保護サポートセンター」（73.7%）、「市民公益活動センター（ラコルタ）」（72.6%）、「吹田市権利擁護・成年後見支援センター（けんりサポートすいた）」（68.0%）となっています。これらの結果は、福祉の専門職や公的な相談窓口が十分に活用されていない実態を示しており、身近な相談者がいない単身世帯や高齢者世帯がどこに相談してよいかわからないまま状況が悪化するなど、課題の早期発見・早期支援を困難にし、深刻化を招く要因につながる可能性があります。

◆実態調査の結果では、自由意見として、「窓口をたらい回しにされないようにしてほしい」「相談窓口がわかるものがほしい」等の意見があり、相談窓口や支援機関の連携や情報の周知が課題であると考えられます。

◆財産の管理や契約の手続きについて、自分ひとりで判断することが難しい方がいた場合の相談先は、「家族・親族」（62.3％）が最も多く、次いで「市役所」（26.3％）、「専門職（弁護士・司法書士など）」（21.4％）となっています。

◆防災に関する取組や情報について知っているものは、実態調査の結果では「災害時の避難所」（76.7％）が最も多く、次いで「防災ブック」（47.8％）、「吹田市一斉合同防災訓練」（37.9％）となっています。前回調査の結果に比べ、「避難指示などの緊急時の避難情報」は 18.4 ポイント、「防災ブック」は 11.1 ポイント、それぞれ減少しています。

◆非行や犯罪をした人の立ち直りに協力することについて、実態調査の結果では、『協力したい』の割合は 17.2%に対し、『協力したくない』の割合は 44.3%となっています。協力したくない理由は、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」（50.1％）が最も多くなっています。

【目標達成に向けた取組の考え方】

- 複雑化・複合化した課題や「制度の狭間（※用）」の課題にも対応できるよう、専門相談機関が分野を超えて連携し、サービスや支援につなげる仕組みの構築が重要です。
- 専門性を要する相談に柔軟に対応するため、関係機関との連携強化が必要です。
- 民法や社会福祉法の改正に応じた権利擁護支援施策を検討する必要があります。

【必要な取組】

- より一層複雑化・複合化する地域住民の生活課題や福祉課題に対応するため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）（※用）が個人や地域に働きかけ、困りごとを早期に発見し、適切な支援につなぐ体制づくりを推進します。
- 地域住民や関係団体、専門機関やその専門職、行政が連携し、各分野が持つサービスや支援内容を一体的に実施することで、複雑化・複合化した課題に対して重層的・包括的に支援する体制づくりを整備します。
- 誰もが安心して暮らしていけるように、関係機関の連携を強化し、地域におけるネットワークの構築に向けて包含する計画や関連事業の推進に向けて取り組みます。

第3章 施策の展開

計画の施策体系

基本	基本目標	施策の方向	具体的施策
みんなでつながり 安心・いきいきと暮らせるまち 吹田	基本目標１ 地域住民同士のつながりや支え合いの推進	(1)お互いの顔の見える関係づくり	①地域住民間の交流促進【重点施策】 ②地域活動・ボランティア活動の促進 【重点施策】
		(2)地域福祉活動に関する支援	①地域で活動する諸団体への支援 ②みんなの居場所づくり ③人権・福祉等に対する意識の向上に向けた機会の提供
	基本目標２ 公民協働で支え合う体制の充実	(1)福祉・健康への取組の充実	①つながりを意識した福祉や子供、若者の制度の充実 ②健康づくりの推進と地域医療体制の充実 ③地域貢献活動をする事業者との連携
		(2)暮らしを支える環境の整備	①誰もが暮らしやすい生活環境の形成 ②就労と働きやすい環境づくりへの支援
	基本目標３ 分野を超えて支え合う包括的支援体制の基盤強化	(1)権利擁護の推進	①意思決定支援を重視した成年後見制度等の利用促進 成年後見制度利用促進計画【重点施策】 ②権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築と強化
		(2)地域福祉のセーフティネットの拡充	①重層的な支援体制整備の推進 重層的支援体制整備事業実施計画【重点施策】 ②地域の安心・安全を支える体制の強化 再犯防止推進計画【重点施策】

評価指標

自治会加入率
小地域ネットワーク活動の参加者数

民生委員・児童委員の人数
総合福祉会館における貸館の使用件数
ふれあい交流サロン設置数
単位高齢クラブ数
地域活動支援センター利用者数
子供食堂箇所数
人権に関する啓発活動や講演会などへの年間参加者数
障がい者週間記念事業の啓発行事への参加者数

こどもプラザ事業実施回数
スクールソーシャルワーカーが介入・支援にあたったケースの好転率
留守家庭児童育成室入室児童数健康を意識した行動を継続している人の割合
いきいき百歳体操実施①グループ数及び②参加者数（活動支援１回目）
吹田市社会福祉協議会施設連絡会の会員施設数

バリアフリー整備路線延長
合理的配慮の認知度
吹田市居住支援協議会の相談件数
就労支援事業に参加した生活保護受給者等の就労率
ＪＯＢナビすいたの利用者数

成年後見制度の認知度
日常生活自立支援事業利用者数
けんりサポートすいたの相談件数
認知症サポーターの養成者数（累計）
心のサポーターの養成者数（累計）

多機関協働事業者の相談件数
参加支援事業の支援プラン作成件数
重層ミャクミャク会議等の会議開催件数
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の相談件数
地域包括支援センターの相談件数
障がい者相談支援センターの相談件数
子育て支援センターにおける合同ケース会議での事例検討数
自主防災組織の結成数
災害時要援護者支援に関する協定締結地区数
吹田市社会福祉協議会の認知度

施策体系における重点施策の変遷

第5次吹田市地域福祉計画　施策体系（2027年～2032年）

基本理念『みんなでつながり　安心・いきいきと暮らせるまち　吹田』	
基本目標：1. 地域住民同士のつながりや支え合いの推進	
施策の方向	具体的施策
（1）お互いの顔の見える関係づくり	①地域住民間の交流促進　【重点施策】 ②地域活動・ボランティア活動の促進　【重点施策】
（2）地域福祉活動に関する支援	①地域で活動する諸団体への支援 ②みんなの居場所づくり ③人権・福祉等に対する意識の向上に向けた機会の提供

基本目標：2. 公民協働で支え合う体制の充実	
施策の方向	具体的施策
（1）福祉・健康への取組の充実	①つながりを意識した福祉や子供、若者の制度の充実 ②健康づくりの推進と地域医療体制の充実 ③地域貢献活動をする事業者との連携
（2）暮らしを支える環境の整備	①誰もが暮らしやすい生活環境の形成 ②就労と働きやすい環境づくりへの支援

基本目標：3. 分野を超えて支え合う包括的支援体制の基盤強化	
施策の方向	具体的施策
（1）権利擁護の推進	①意思決定支援を重視した成年後見制度等の利用促進　【重点施策】 ～吹田市成年後見制度利用促進計画～ ②権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築と強化
（2）地域福祉のセーフティネットの拡充	①重層的な支援体制整備の推進　【重点施策】 ～吹田市重層的支援体制整備事業実施計画～ ②地域の安心・安全を支える体制の強化　【重点施策】 ～吹田市再犯防止推進計画～

近所づきあいの希薄化、転入してきた住民等の交流減少等を背景にスタート

第2次計画　「まちの縁側」づくり（交流と問題・課題発見の場）の支援　【重点課題】
↓
第3次計画　お互いの顔の見える関係づくり　～地域住民間の交流の促進～　【重点施策】
↓
第4次計画　地域住民間の交流促進　【重点施策】

地域福祉活動の担い手の減少・高齢化が課題に

第2次計画　地域福祉活動の担い手づくりのための学習会・懇談会開催の支援　【重点課題】
↓
第3次計画　福祉活動の担い手づくり　～地域福祉活動への参加の促進～　【重点施策】
↓
第4次計画　地域活動・ボランティア活動の促進　【重点施策】

2000年　介護保険制度がスタート
⇒自治体が行っていた「措置制度」から、必要な方が自主的に申請する「サービス」に
高齢者や障がい者への福祉サービスの利用援助や情報の周知が課題となり、3次計画から重点施策に

第3次計画　意思が尊重され自分らしく暮らすために　～権利擁護の推進と人権に関わる暴力の防止～【重点施策】
↓　2016年　成年後見制度の利用の促進に関する法律　施行
↓　✎財産・身上保護だけでなく、本人の意思を尊重する「意思決定支援」を重視した制度に
第4次計画　成年後見制度の利用促進　～吹田市成年後見制度利用促進計画～　【重点施策】
2022年　第二期成年後見制度利用促進基本計画　施行
✎権利擁護支援の地域連携ネットワークをつくることや、その中核となる機関の整備を本市においても検討

家庭の扶養機能や地域における助け合いの力や機能が弱体化
ひきこもりやDV、単身世帯高齢者の孤独死など、把握や発見の困難な人等の社会問題が課題となり、第2次計画から重点課題に

第2次計画　制度の谷間にある問題点について解決策を検討する「（仮称）地域福祉問題調整会議」の立ち上げ　【重点課題】
↓
第3次計画　「相談・支援体制の充実」「関係機関の連携による総合的な支援体制の整備」を施策に設定
↓　2016年　ニッポン一億総活躍プランが閣議決定
第4次計画　包括的な相談支援体制の構築　【重点施策】
2018年　社会福祉法の一部改正　市町村における包括的支援体制の整備が努力義務化
✎世帯が抱える課題が複雑化・複合化し、単体のサービスや支援機関では解決が困難なケースが増加
2025年　吹田市重層的支援体制整備事業実施計画を策定
✎本市において包括的な支援体制を整備していくための事業がスタート

災害時における公的な支援には限界があるため、自助・互助（地域での支え合い）を促進することを目的にスタート

第2次計画　要援護者の災害時における地域での支援体制の充実　【重点課題】
↓　2013年　災害対策基本法の改正　市町村における災害時要援護者の把握、災害時要援護者名簿の作成が義務化
第3次計画　災害に備える支え合いの仕組みづくり　～災害時要援護者への支援～　【重点施策】
↓　2021年　市町村における個別避難計画の作成が努力義務化
第4次計画　地域の安心・安全を支える体制の充実　【重点施策】
2025年　更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律　公布
✎保護司の高齢化・担い手の減少を踏まえ、委嘱条件や制度を見直すことで活動を支援や担い手の確保をめざす

基本目標１ 地域住民同士のつながりや支え合いの推進

施策の方向(１) お互いの顔の見える関係づくり

□評価指標

●自治会加入率
●小地域ネットワーク活動の参加者数 重

①地域住民間の交流促進

地域には、同じ趣味を持つ人の集まりやボランティア団体、自治会といった様々なつながりの場が存在しています。地域においてそれぞれの活動が活発に展開されることは、参加者にとって居場所や生きがいにつながるだけでなく、近所や地域で「顔の見える関係づくり」が促進されることで防犯や防災にも役立つなど、住民みんなが安心して暮らしていくためにとても重要です。「顔の見える関係」とは、単に顔や名前を知っているだけではなく、日常の中でゆるやかにつながり、朝の通勤・通学時や家の前で会った時などに「あいさつができる」「立ち話ができる」など、お互いに気軽に声をかけ合える関係を指します。

こうした顔の見える関係性は、日常生活における有益な情報交換を可能にするだけでなく、生活上の困りごとが生じた際の早期発見や、支え・支えられの関係による課題解決へとつながる強固な地域コミュニティの構築に寄与します。

また、地域での孤立化を防ぐためには、既存の地域交流を目的とした取組を継続・強化するとともに、これまで地域活動への参画機会が限定的であった層へのアプローチとして、参加に伴う心理的・物理的なハードルを緩和した、多様な住民が参加しやすいフリースペースなどの「ゆるいつながり」の場を確保することが求められます。高齢者や障がい者（児）や子育て世帯などの属性に捉われず、誰もが等しく交流に参加できるよう、多様な主体の連携による交流機会の確保を進め、地域社会全体で支え合える関係づくりをめざします。

■コラム：「ラコルタの取組」

吹田市立市民公益活動センター（愛称：ラコルタ）（以下「ラコルタ」という。）は、阪急南千里駅前に位置し、ボランティアや NPO、自治会などの市民公益活動を支援する施設です。※市民公益活動とは、市民が自発的に行う社会貢献活動です。

ラコルタは、市民公益活動の促進を図ることで、地域社会の発展に寄与することを目的として設置されました。

ラコルタでは、「ボランティア活動を始めてみたい」「団体を立ち上げたい」「活動に取り組む仲間を増やしたい」など個人や団体からの市民公益活動に関する様々な相談を受けています。

さらに、「何かを始めてみたいけれど、どうすればよいか分からない」という方のために、毎月「ボランティア・NPO 初歩講座」を開催し、少人数で基礎知識を学べる場を設けていたり、個別の相談では、その方に合った活動の提案から団体設立の相談まで、幅広く対応しています（無料）。

また、吹田市内で活動されている団体に実施した「ボランティアグループ・NPO 実態調査」から、市民公益活動団体の課題として次世代の担い手不足が明らかになったことを受け、若年層が社会貢献に親しみやすいよう、「シャカイコウケン HANDBOOK」を発行するなど、あらゆる世代の最初の一歩を後押ししているのも特徴です。

②地域活動・ボランティア活動の促進

住民同士のつながりや支え・支えられの関係性を地域に定着させていくためには、住民により自主的に組織された自治会や、小学校区単位で展開される地区福祉委員会による小地域ネットワーク活動などの地域福祉を支える活動の活性化を図ることが重要です。自治会は、一定の区域に住む人々が協力し合い、市民体育祭などの親睦行事から、防犯・防災、環境整備にいたるまで、多岐にわたる活動を自主的に運営する重要な組織です。また、地区福祉委員会を中心に進められる小地域ネットワーク活動は、地域での「ふれあい昼食会（※用）」や「子育てサロン（※用）」などの取組を通じて、身近な場所での支え・支えられの関係づくりに大きな役割を果たすボランティア活動です。これらの活動は、住民自らが主役となって自分たちの住むまちをより良くしていくための原動力となります。

こうした地域活動やボランティア活動は、参加する本人にとっても「やりがい」や「喜び」といった新しい自己の発見につながり、自分自身や周囲に良い影響を与える大きな力となります。

また、住民の興味や参加意欲をさらに高めていくため、地域福祉を考える場として、地域諸団体の福祉に関する活動紹介などを行う「地域福祉市民フォーラム」や福祉に触れあうきっかけづくりである「福祉に関する意識啓発（詳細は●ページ）」を引き続き実施します。これらの取組が、これまで接点が少なかった層を含めた幅広い住民に「自分にも何かできることがありそうだな。」と感じてもらえる機会となるよう、実際の活動風景を「見える化」して届けるなど、戦略的な情報発信に継続的に取り組みます。

■コラム：「自治会活動の活性化」

自治会活動は、一定の区域内に住む人々が、協力し合い、より住みよいまちづくりを目指して行う自発的な地域コミュニティ活動です。

本市では、活動の活性化に向けて、転入者への加入促進チラシの配布や、市ホームページで自治会加入の申込みを支援するなど、自治会へ加入しやすい環境づくりを進めています。また、自治会活動を支援するため、「自治会集会施設整備等事業補助金」の拡充や、単一自治会に向けた「自治会加入促進等活動補助金」を交付するなど、自治会活動の活性化や加入促進に向けた取組みを展開しています。

自治会は地域コミュニティの基礎となる組織ですが、今後は、自治会以外の地域諸団体等とも連携した地域コミュニティの活性化が必要です。

施策の方向(2) 地域福祉活動に関する支援

□評価指標

●民生委員・児童委員の人数	●地域活動支援センター利用者数 重
●総合福祉会館における貸館の使用件数	●子供食堂箇所数
●ふれあい交流サロン設置数 重	●人権に関する啓発活動や講演会などへの年間参加者数
●単位高齢クラブ数	●障がい者週間記念事業の啓発行事への参加者数

①地域で活動する諸団体への支援

地域の中では、民生・児童委員協議会や保護司会、地区福祉委員会といった、地域に根付いた団体も活動をしています。これらの団体は、ボランティアとして住民が抱える生活課題や困りごとへの相談支援や情報提供を行っている公的な団体です。また、高齢者や子供への見守り・声かけ活動やイベントの開催など、人のつながりや居場所づくりに関わる活動も実施しており、誰もが支え・支えられる地域を創るために欠かせない存在です。

しかし、地域団体が活動を続けていくにあたり、高齢化や担い手不足、活動場所の確保、地域や年代によっては活動内容があまり知られていないといった課題があります。

地域活動・ボランティア活動への関わり方については、現代社会における住民のライフスタイルの多様化に合わせて、これまでの伝統的な枠組みにとらわれず、個人の専門的なスキルや趣味を生かした活動、あるいは自分の生活リズムに合わせた短時間の参加など、「無理のない範囲で、自分にぴったりの関わり方」が選べる仕組みを整える必要があります。仕事や家事、育児などで多忙な現役世代や若年層にとって、特定の組織に固定的に所属し続けることは容易ではありません。忙しい世代でも隙間時間を利用して地域活動に参加しやすくなるよう、連絡調整や事務作業の負担軽減を目的に、ICT（情報通信技術）の活用支援に取り組むなど、誰もが自分にできる範囲で楽しみながら地域活動が持続できるように、引き続き、活動への補助金交付や、活動の拠点・場所の整備、これらに関する情報提供などを通じて、地域福祉のさらなる推進に向けた支援を進めていきます。

～地域に根付いた活動を行う団体の紹介～
概要やどのようにして地域に関わっているかを紹介します。

■コラム:「民生・児童委員協議会とは?」

吹田市内の民生委員・児童委員(主任児童委員含む)約 500 名で組織されている団体です。委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤・特別職の地方公務員ですが、給与の支給はなく(無報酬)、ボランティアとして活動しています。

各委員が担当区域において、「地域の身近な相談相手」として、日頃から地域福祉や児童福祉の推進に取り組んでいます。

■コラム:「保護司会とは?」

犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことなく地域で生活できるよう、その立ち直りを支える民間ボランティア「保護司」で構成された団体です。 保護司は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人と定期的に面談し、生活上の助言や就労支援をしています。また、犯罪の予防を図る「社会を明るくする運動」を地域で実施し、誰もが安心して暮らせる社会づくりに取り組んでいます。

■コラム:「地区福祉委員会とは?」

「地域の住民同士が支え合い・助け合おう」という思いのもと、自治会や民生委員・児童委員、高齢クラブといった地域の団体や、活動に関心のある住民などで構成されている団体です。吹田市には 33 の地区福祉委員会が存在しており、地域の実情にあった内容や頻度で高齢者の見守り・声かけ活動や子育てサロン(※用)、世代間交流などを行い、地域福祉活動に取り組んでいます。

②みんなの居場所づくり

物理的な空間だけでなく、「自分はここにいていいんだ」「自分はだれかとつながっている」と感じられる安心できる環境や人間関係を「居場所」といいます。

地域における自治会やボランティア活動といった、同じ地域に住む人を中心として構成される集まりも、地域住民の「居場所」としても重要な役割を担っています。一方で、近年、核家族化や共働き、単身世帯の増加といったライフスタイルの変化や情報通信技術の発展に伴い、人と人のつながり方や居場所の在り方が多様化しています。特に SNS の影響は大きく、外出や移動を伴わずに人とつながることができるようになり、孤独・孤立を防ぐための重要なツールとなるなど、ライフスタイルに合わせて参加できるゆるやかなコミュニティも多様化しています。

■市が関わる居場所づくり事業（※用（個別に掲載））

子供の居場所 児童会館・児童センター、ゆいぴあ、こどもプラザ事業、子供食堂など	高齢者の居場所 いきいきサロン、認知症カフェ、街かどデイハウス、高齢者いこいの間など
障がい者の居場所 地域活動支援センター、あいほうぷ吹田など	みんなの居場所誰でも参加 OK ふれあい交流サロン、地区公民館、コミュニティセンター、図書館など

そして、居場所の多様化は、社会から孤立した人が社会に参加するきっかけや、「生きづらさ」を抱える人の孤独・孤立防止や自殺対策としても有効です。また、犯罪・非行をした人も、地域から孤立状態に陥らないように居場所をつくることで本人の更生や再犯防止にもつながります。居場所を通じて本人が自分の能力や価値を実感し、地域や社会に参画することで担い手不足が解消されるだけでなく、地域や社会がその人を通じて社会問題に対する関心を持つなど、多方面に影響を及ぼします。みんなの居場所づくりは、誰もが安心して暮らせる社会を実現するための非常に重要な取組です。

本市では、誰もが参加しやすい居場所づくりや活動の維持に向けて、取組や運営方法の周知といった情報発信に力を入れていきます。

～多世代交流の実施や参加しやすいよう運用を工夫している団体の紹介～

居場所が多様化する中では、子育て世代や高齢者、外国人、その他同じ立場の方が交流する場や、多世代が交流する場も存在しています。

■コラム：「ふれあい交流サロン」

高齢者から乳幼児までの市民が気軽に利用できる世代間交流の場として、市の選考を受けた団体が運営しています。喫茶や季節のイベントのほか、高齢者向けの体操といった介護予防・健康づくりに効果のある取組をするなど、内容はサロンによって様々です。

ぜひ、近くのサロンへ足を運んでみてください。

新しい出会いが待っているかもしれません。

■コラム：「つながり文化講座」

生活文化の向上、健康・福祉の増進、交流促進を目的に、吹田市交流活動館で開催している講座です。小学生向けのかきかた教室やそろばん教室の他に、レザークラフト教室や健康コーラス教室、介護予防健康体操などがあります。新たな趣味の発見や能力の向上だけでなく、同じ講座を受講している方との交流も楽しむことが出来るため、居場所としての役割も担っている活動です。

■コラム：「不登校支援に関する取組」

近年、不登校の児童生徒数は増加傾向にあり、社会的な関心が高まっています。

本市では、吹田市社会福祉協議会や教育関係機関、登校や登園がしづらい子を育てる保護者のコミュニティである「不登校ひろば@吹田」などの関連団体と協力して、フォーラムの開催や誰でも気軽に利用できるフリースペースの運営など、不登校支援に取り組んでいます。

自分のペースで社会と関わる場所や、保護者の情報交換会の場は、新しい居場所として求められています。

③人権・福祉等に対する意識の向上に向けた機会の提供

すべての人が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、地域課題を我が事として捉え、手法を工夫しながらみんなで地域に関わっていくことや、お互いの個性やライフスタイルを理解し、尊重する地域をめざすことが重要です。

生活困窮や児童虐待、DV（配偶者等からの暴力）など様々な課題への対応が求められる中、近年では、子供・若者の意見を政策に反映する取組や、困難な問題を抱える女性（※用）の意思を尊重した支援の推進をはじめ、本人の意思や権利を尊重することが重要となっています。本市では、人権の尊重や支援が必要な人に対する理解を普及するため、人権フェスティバル（※用）や認知症サポーター養成講座、すいたCOCOROフェス（吹田市障がい者週間記念事業）（※用）、心のサポーター養成講座などを実施し、地域への意識啓発を図っています。

また、福祉に関わるきっかけや機会の提供を目的に、「福祉に関する意識啓発」を実施したり、子供の頃から福祉を身近に感じてもらえるように、学校と連携して「福祉教育」にも取り組んでいます。

地域福祉に関心を持っていただくための機会の創出、福祉に関わる団体や活動内容の周知を目的として開催しています。

■コラム：「福祉に関する意識啓発の取組紹介」

普段、福祉に触れる機会が少ない人に対して、福祉に関わるきっかけを作るため、吹田市内の商業施設や家族向けイベントに出展し、体験コーナーや啓発ブースを設け、福祉に関する情報の周知や福祉に関する事業の認知度調査を行っています。

吹田市地域防災総合訓練では、子供に対して地域福祉に関するアンケートを実施し、地域との関わり方や居場所について回答していただきました。今回のアンケートは子供に向けたものでしたが、ご家族の方にも地域福祉について周知を行うことができました。今後、他のイベントにおいても、普段福祉に関わる機会が少ない方から意見を得られる貴重な機会として取り組みを進めていきます。

～福祉教育の取組について～

重層的支援体制整備事業（詳細は●ページ）の一環として、吹田市内の小中学校からの依頼を受け、地域団体や福祉施設等と協力しながら福祉に関する講座や体験を実施しています。児童生徒を対象に、人や地域、福祉への興味関心を高めることや、他者も自分も大切にする心を育むことを目的として実施しています。

■コラム：「福祉教育の取組紹介」

・高齢者に向けたスマホ講座

社会福祉協議会、北千里高等学校、福祉施設が連携して、福祉教育の一環として地域の高齢者を対象にスマホ講座を実施しました。高齢者の日常生活における困りごとを解決するだけでなく、世代間交流の機会にもなりました。

・受援力を高める福祉教育プロジェクト「ええやんプロジェクト」

「受援力」とはもともと防災用語で、災害時に被災地が支援やボランティアを受け入れる力として使用されていました。近年では、困ったときに人に頼る、援助を受け取り生かすための力として、様々な場面で重要視されています。この「受援力」を高めることを目的に、社会福祉協議会、市内の公立中学校、地区福祉委員会などのボランティア団体、NPO 法人、福祉施設、吹田市などが連携し、作成したボードゲームを用いて授業を実施しました。ゲームを通じて、困ったときは身近な大人や支援機関を頼ることの大切さについて学びました。

基本目標２公民協働で支え合う体制の充実

施策の方向(1) 福祉・健康への取組の充実

□評価指標

●こどもプラザ事業実施回数
●スクールソーシャルワーカーが介入・支援にあたったケースの好転率
●留守家庭児童育成室入室児童数
●健康を意識した行動を継続している人の割合
●いきいき百歳体操実施①グループ数及び②参加者数（活動支援1回目）
●吹田市社会福祉協議会施設連絡会の会員施設数

①つながりを意識した福祉や子供、若者の制度の充実

子供・若者を取り巻く社会問題としては、不登校やひきこもり、ヤングケアラー、児童虐待などが挙げられます。これらは本人からの相談や助けを求める声が表面化しにくく、課題の早期発見が困難であることや、家庭環境の影響を受けやすい特性があります。

本市としては、関係機関との連携による早期発見・把握に努めながら子供・若者に対する必要な支援へつなげるとともに、「日常生活の中で身近に接する地域住民による見守りや気づき」と「支援者による専門的支援」とが、密接に連携する仕組みづくりを行うなど、様々な立場の方とのつながりを意識した取組や制度の充実に努めます。

■コラム：「社会を明るくする運動　地域集会について」

社会を明るくする運動とは、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。本市においては、運動の強調月間である7月に、講演会や演奏会の実施により広く市民に周知を行う市民集会や、地域主催で各地区ごとに異なったテーマで講演会等を行う地域集会を実施する等の啓発活動に取り組んでいます。

地域集会には、保護司会等の更生保護団体や地域諸団体、市役所職員、学校、小中学生など幅広い分野や属性の地域住民が、講演会等の主催者や参加者の立場で関わっており、顔の見える関係づくりや地域の連携につながっています。

■コラム:「子供・若者の意見表明事例集」

本市ではこども計画に基づき、子供・若者が年代に応じた思いや意見を述べることができる機会の確保、意見表明の仕組みづくりを進めています。

特に、子供・若者に関連する施策については、当事者の意見を聴き、対話しながら、共に進めていくことが重要です。令和8年1月には、「子供・若者の意見表明事例集」として子供・若者の意見聴取手法の参考となるよう、庁内の各所管の取組を取りまとめ共有したほか、各所管が取組を行うための指針作りにも取り組んでいます。

今後も引き続き、公民協働(※用)を意識した取組の実施と併せて、このように対象者のニーズを把握する取組についても力を入れていきます。

■コラム:「太陽の広場」

太陽の広場は、主に平日の放課後に、小学校の施設や地域資源を活用して子供たちが安心・安全に過ごせる居場所を提供する事業です。

地域のボランティアで構成されるフレンド(安全管理員)やブロックアドバイザー(市選任の巡回支援者)を配置しており、地域と子供たちとの異年齢交流のかけ橋にもなっています。また、定例の会議において学校関係者や留守家庭児童育成室(本市における学童保育の名称)、フレンド間で情報共有を図り、児童にかかる支援の連携や見守り等に努めています。

②健康づくりの推進と地域医療体制の充実

本市では、健康すいた21を策定し、健康寿命の延伸や、生活の質（ＱＯＬ）の向上を目標に掲げ、北大阪健康医療都市「健都（※用）」の特長を生かした健康・医療のまちづくりの推進や、学校・地域団体等の多様な主体との連携・交流の機会の提供などつながりを通じた健康づくりを推進しています。また、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療と介護が連携し、地域医療体制の充実を図っています。

健康に関する取組として、運動機能維持等を目的としたいきいき百歳体操（※用）や、介護予防に関する講演会の実施について地域住民と一緒に取り組んでおり、「吹田市民はつらつ元気大作戦」の愛称で展開しています。また、住み慣れた地域で介護・医療のサービスを受けることができる地域密着型サービスでは、より良いサービスの提供方法等について地域団体の方や施設の従事者等と一緒に検討しています。このように様々な形で地域住民と支援者が連携しながら取組を進めています。

地域福祉の観点では、地域活動の担い手は高齢者世代の割合が高いこともあり、自身の病気や親の介護といった健康に関する課題が活動の継続に影響を及ぼします。このため、健康増進に関する取組による病気や介護の予防が、結果として地域の担い手不足の解消にもつながるものと考えられます。今後も地域とのつながりを意識し、地域住民や支援者など多様な立場の方と連携しながら事業を進めていきます。

■コラム：「献血による健康管理」

献血の際には血圧やヘモグロビン値の確認が行われ、後日、血液検査の結果を確認することができます。また、一般的な健康診断では測らないこともある詳細な項目まで結果を確認することができ、定期的な健康診断に加えて、自身の健康状態に関心を持つきっかけとなります。

献血は、病気やけがなどで輸血を必要とする方の命を支える大切な活動です。社会貢献と健康管理を兼ねた身近なボランティア活動として、献血に参加してみませんか？

③地域貢献活動をする事業者との連携

社会福祉法人や企業など民間の事業者の中には、地域貢献活動に取り組んでいるところも多くあります。事業者が地域貢献活動によって地域のニーズや実態を把握することで、地域密着型のサービスの提供や地域経済の活性化を促進したり、地域コミュニティに所属する人や団体同士の関わりや連帯感を生み出すことにより、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、安心、安全に暮らし続けることができる仕組みづくりである地域福祉の推進につながります。

本市では、包括連携協定により、事業者と複数の分野において連携して事業を進めている他、個別の分野においても、地域に根付いた協力事業者とともに、高齢者見守り体制づくり（※用）等を進めています。また、吹田市社会福祉協議会では、組織構成会員である 100 を超える福祉施設が施設連絡会（※用）を組織し、地域貢献活動に取り組んでいます。

地域貢献活動は、災害等による緊急時の対応の円滑化にもつながります。地域貢献活動に取り組み、地域コミュニティでの関わりを持つことで、各分野の特色を生かした緊急時の助け合いや資金確保の検討などスムーズに連携することができます。

地域に根付いた企業や商店、社会福祉法人などの事業者は、地域住民の困りごとに気付くきっかけを持ちやすい存在であり、地域課題の解決には公民協働（※用）が必要不可欠です。市としては、今後も積極的に事業者との連携を図り、一体となった地域福祉の推進に努めます。

■防災に関する協定に基づく取組

本市では、地震などの大規模災害が発生した場合を想定し、市内の企業や団体などと協定を締結しています。協定締結事業者には、協定内容の確認や実証を行うため、災害対応能力の向上と防災意識の高揚を図ることを目的として年に 1 回市が実施する地域防災総合訓練にも参加いただいています。

他にも、ペットの避難訓練の実施や訓練周知用のチラシを掲示いただくなど、災害時だけでなく平時から多様な方法で事業者と連携しながら防災活動に取り組んでいます。

■コラム:「金融機関による地域貢献活動」

金融機関は、地域住民や企業、団体等と日常的な接点を有しており、地域に密着した身近な存在として重要な役割を担う事業者の1つです。

大阪信用金庫吹田支店では、日頃から吹田市社会福祉協議会や地域包括支援センター等と連携し、

年金の受給日に合わせて介護ブースによる相談会を実施しているほか、店舗内でのフードドライブ(※用)実施により定期的に食材や文房具等の寄付など、その他様々な地域貢献活動を行っています。

本市としては、共に地域福祉を推進する仲間として地域貢献活動を行う事業者とのつながりを大切にし、今後も連携を深めていきます。

■コラム:「吹田市社会福祉協議会施設連絡会による地域貢献活動」

施設連絡会では、「地域の福祉に貢献できないか」という思いのもと、100を超える民間福祉施設が種別を超えて連携しながら地域貢献活動をしています。

地区福祉委員会活動への協力や、生活課題を抱えた地域住民に対して相談支援や現物給付などを行う「吹田しあわせネットワーク」の活動、被災地への支援、施設同士や地域住民との交流会など、福祉施設のノウハウを生かした幅広い活動を行い、地域福祉の推進に取り組んでいます。

施策の方向(2) 暮らしを支える環境の整備

□評価指標

●バリアフリー整備路線延長	●就労支援事業に参加した生活保護受給者等の就労率
●合理的配慮の認知度	
●吹田市居住支援協議会の相談件数	●JOB ナビすいたの利用者数

① 誰もが暮らしやすい生活環境の形成

本市では、年齢や性別、障がいの有無、国籍等に関わらず、すべての人が快適に暮らしていくために、ユニバーサルデザインの考えに基づいた住環境の整備を進めています。ユニバーサルデザインとは、できるだけ多くの人が使いやすいように最初から設計することです。例えば、車いすやベビーカーでも通りやすい道路幅の確保や段差のない通路の設計、わかりやすい案内表示の整備等により、誰もが円滑に移動ができるようになります。こうした工夫により、外出時の負担が軽減され、住民の社会参加の促進にもつながることが期待されています。

また、日常生活の中で困ったときに気軽に相談したり、助け合ったりできるような身近な関係づくりも重要です。住民同士がお互いに思いやりを持って支え・支えられながら、互いに尊重し合う関係を築くことが、一人ひとりにとって暮らしやすいまちづくりにつながります。

本市としては、誰もが暮らしやすい生活環境の形成を目的とした住環境の整備や、制度の普及等に向けた取組に努めます。

■コラム:「合理的配慮について」

合理的配慮（※用）とは、障がいのある方が障がいのない方と同じように日常生活や社会生活を送るために、過度な負担が生じない範囲で環境の整備や調整を行うことです。障がいのある方にとっての社会的なバリアを除去するために、対話を重ねて対応案を検討していくことが重要とされています。

車いす利用者への入退店時の補助

筆談や手話による補助　など

■コラム:「居住支援協議会について」

吹田市居住支援協議会は、住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、低額所得者などの方々）が安心して住宅を見つけられるような仕組みづくりをめざして、令和5年2月に発足しました。

居住支援団体、不動産関係団体、本市の福祉部局及び住宅部局が参加し、住居に関する相談支援や、入居前後を通じて相談者の個別事情に応じたサポート等を実施し、大家さんも安心して住宅を提供できるよう誘導する取組を進めています。

今後は物価高騰による家計の圧迫など、ますます住居に関する支援が求められることが予想されるため、関係団体と連携・協働しながら課題解決に取り組んでいきます。

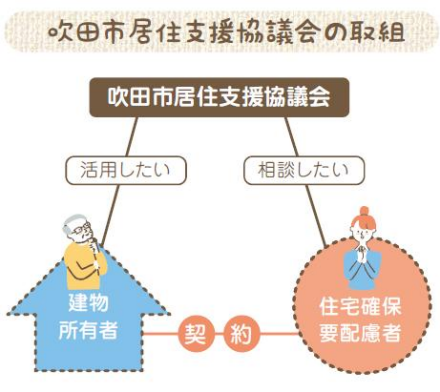

② 就労と働きやすい環境づくりへの支援

今後、少子高齢化や人口減少に伴い、生産年齢人口の減少が見込まれています。現状においても福祉や介護・保育分野では人手不足が課題となっており、高齢者人口の増加に伴い、さらなる需要の増加と人材不足の深刻化が懸念されています。一方で高齢や障がい、介護、子育て等の理由により、就労の意欲がありながら就労に結びついていない人が一定数いることも課題となっています。

また、実態調査において、「再犯や再非行を防止するために必要なこと」として、「就労が確保されること」が最も多い回答となっていることから、再犯防止の観点においても、就労を希望する人がその能力や状況に応じて働くことができるような体制を充実していく必要があります。

さらに、子育てや介護をしている人に対しては、働き方改革を推進することで時短勤務や在宅勤務等の柔軟な働き方を可能にし、ワークライフバランスの実現を図り、多様な人たちが安心して働き続けられる職場環境を整備することが重要です。

こうした状況を踏まえ、誰もが働きやすく、多様な働き方を選択できるように周知・啓発を行うとともに、JOB ナビすいた（※用）による就労支援だけでなく、アスワーク吹田（※用）で実施しているひきこもりの方に関する就労相談や、生活保護受給者等の就労支援、くらしサポートセンターすいた（詳細は●ページ）による自立支援、ひとり親家庭の就業支援など、専門の相談員による一人ひとりの状況に応じた総合的な就職支援を進めています。

■コラム：「介護保険サービス事業所に対する人材確保支援について」

「求人を出しても応募が来ない」、「職員の定着に悩んでいる」、そういった課題を抱える介護関係の事業者に対して、本市では、人材確保支援を行っています。個別の相談や、職場環境の改善・人材育成・ハラスメント防止などをテーマとした研修を無料で実施し、介護の現場で働いている人やこれから働く人が働き続けられるような環境の整備に取り組んでいます。

■コラム：「ひきこもり支援について」

みなさんは「ひきこもり」について、どこまで知っていますか？

ひきこもりとは、様々な要因の結果として、就学や就労、交遊などの社会的参加を避けて、6 か月以上の長期間にわたって家庭などにとどまり続けている状態を指します。近年では 8050 問題（※用）がさらに高齢化し、90 代の親と 60 代の子供が暮らす 9060 問題と呼ばれる状況も生じています。

ひきこもりのきっかけは、不登校や就職・離職、人間関係、病気や障がい、家族関係など様々で、「ひきこもる」ことは誰にでもどの家族にも起こりうることです。本人の甘えや努力不足と考えずにその人の抱える事情に目を向けることが大切です。

ひきこもりの支援は本人やその家族の尊厳を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を提供するなど、本人や家族のペースに合わせて関わり続けることが大切です。また、支援とは、社会参加や就労のみを求めることではなく、本人の尊厳や主体性、自尊感情を回復するという意味での「自律」に向けた取組です。一人ひとりの状況や希望に合わせて、居場所づくりや家族への支援、社会参加、就労支援などを段階的に進めていくことが肝心です。

本人や家族の方へ働きかける一方、本人や家族が安心して過ごせるよう、周囲や地域の方たちが必要に応じて見守りができる社会づくりも必要です。地域全体で理解を深め、みなさんもできる範囲で、ひきこもりの支援にご協力ください。

基本目標３ 分野を超えて支え合う包括的支援体制の基盤強化

施策の方向(1) 権利擁護の推進 ～吹田市成年後見制度利用促進計画～

□評価指標

●成年後見制度の認知度	●認知症サポーターの養成者数（累計）
●日常生活自立支援事業利用者数	●心のサポーターの養成者数（累計）
●けんりサポートすいたの相談件数	

①意思決定支援を重視した成年後見制度等の利用促進

権利擁護とは、高齢や障がいなどの理由により判断能力が十分でない方や意思表示が難しい方の権利や尊厳を守り、自分らしく安心して暮らしていけるように支援をすることです。権利擁護の推進には、ただ本人の命や生活を守るだけでなく「本人がどうしたいか」という意思を重視した支援（意思決定支援）の視点が大切です。

主な権利擁護支援として、成年後見制度や日常生活自立支援事業、虐待防止などがあります。そのうち、成年後見制度とは、判断能力が不十分な方に代わり、後見人等が本人の財産管理や福祉サービス等の契約手続きなどを行う制度です。

本市では、制度を必要とする方やその家族に情報を届け、制度に関する相談・支援などを行うために、権利擁護支援における地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）として、2024 年 7 月に「吹田市権利擁護・成年後見支援センター（愛称：けんりサポートすいた）」を設立しました。（詳細は●ページ）

そして、2026 年6月に成立した民法改正では、成年後見制度がより利用しやすい制度になるよう、本人同意を原則として利用を開始し、必要な支援を必要なときに受けられ、状況や必要性に応じて終了できるような仕組みに見直されました。それに伴い、意思決定支援をより重視する方針が盛り込まれるとともに、社会福祉法の改正では中核機関が「地域権利擁護相談支援センター」として位置付けられ、地域連携ネットワークの強化が求められています。

改正民法は 2028 年に施行を予定しているため、本市においても、法改正に対応した権利擁護支援施策の検討を進め、包括的な支援体制の基盤強化に取り組みます。

権利擁護支援

日常生活自立支援事業 （本人の意思決定を支援） ・福祉サービスの利用、日常生活の金銭管理　等 ☞法的課題がない	成年後見制度 （本人の意思に基づき代理） ・福祉サービスの利用、日常生活の金銭管理 ・預貯金や不動産の管理 ・遺産分割協議　等 ☞生活全般の法律行為の援助

■コラム：「意思決定支援ってどんなことをするの？」

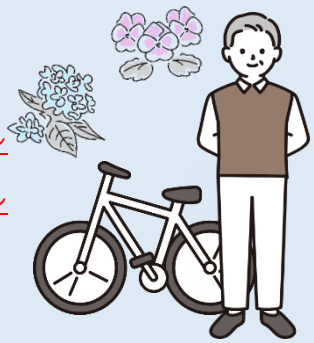

認知症（※用）があり、要介護Ⅰの Ａさん。園芸が趣味で、自転車に乗って近所の花屋へ買い物に行くことが楽しみでした。しかし、認知症が進んだこともあり、周囲は「買い物は難しいだろう」と考え、必要な花は家族が代わりに買うようになりました。Ａさんも「ありがとう」と受け入れていましたが、以前より元気がない様子でした。

心配したケアマネジャーがＡさんや家族から話を聞くと、Ａさんは「花は自分の目で選びたい」「花屋の帰りに喫茶店へ寄る時間も楽しみだった」「家族に迷惑はかけたくない」という思いを抱えていることが分かりました。

そこで、本人・家族・ケアマネジャーで、安全に楽しみを続けられる方法を一緒に考えました。花屋までは家族が車で送り、帰りは喫茶店で過ごした後に迎えに行くことにしました。Ａさんは自分らしい楽しみを続けることができ、家族も安心して見守れるようになりました。

意思決定支援とは、本人の言葉だけでなく、これまでの暮らしや大切にしてきたこと、周囲の状況も踏まえながら、本人が自分らしい生活を送れるよう、一緒に考え、支えることです。

②権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築と強化

認知症（※用）や知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な状態であったとしても、本人には意思や希望があり、それを実現するためには様々な分野が協力して支援に取り組む必要があります。後見人等だけが本人を支えるのではなく、福祉・医療分野の関係者や専門職、ボランティア団体や事業者等といった本人にとって関わりのある地域住民や支援者が連携し、チームとなって支援を続けていくことが重要です。

本市では、この「吹田市成年後見制度利用促進計画」をもとに、支援を必要としている方を発見し、支援に適切につなぐために地域が連携するためのネットワークの構築に向けて取組を進めていきます。

【けんりサポートすいた（中核機関）を中心に展開するネットワークの図】

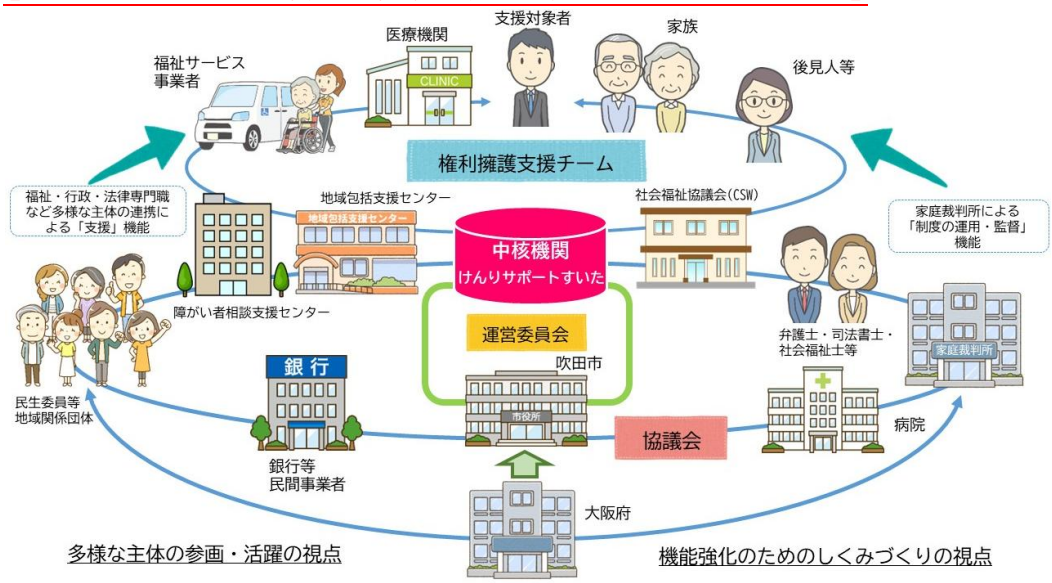

■コラム：「けんりサポートすいたとは？」

吹田市から委託を受けて社会福祉協議会が運営している、成年後見制度や権利擁護に関する相談支援機関です。吹田市成年後見制度利用促進計画に基づき、けんりサポートすいたを中心に、権利擁護支援に関する取組を市や支援機関を含む地域のみんなで協力して進めていくためのネットワーク作りに取り組んでいます。

制度の広報・啓発や相談支援のほかにも、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）による相談や派遣を行っています。

本市において、地域連携ネットワークの構築や強化を進めるために様々な取組を行っています。

◆吹田市権利擁護支援に係る地域連携ネットワーク協議会の開催

学識経験者や専門職、医療機関や支援機関の関係者、公共的団体や金融機関の代表者が参加する協議会を開催し、吹田市において権利擁護支援を進めていくための施策や地域課題に対して各分野からの意見をいただく場を設けています。

◆市民や支援者向け研修、出前講座の開催

中核機関が主催し、対象者別に成年後見制度等に関する研修を実施しています。依頼に基づき、成年後見制度や権利擁護支援に関する出前講座も実施しています。

◆認知症サポーターや心のサポーターの養成

認知症（※用）を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」や、こころの不調に悩む人に対して正しい知識と理解に基づき、傾聴などのサポートを行う「心のサポーター」の養成講座を開催しています。

◆市民後見人の養成や受任者調整の実施に向けた検討

・市民後見人…弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない親族以外の市民が後見人として活動します。市民後見人になるには養成講座を受講し、大阪府の市民後見人バンクに登録される必要があります。

・受任者調整…本人の状況に応じて適切な後見人等候補者を検討し、家庭裁判所に候補者として申立てる機能です。

■コラム：「身寄りのない高齢者への支援について」

今後、少子高齢化や単身世帯の増加によって頼れる身寄りがいない高齢者（※用）の増加が予想されます。本市においても、2020 年時点の65歳以上の単身世帯数は一般世帯数のうち 11%*を占めており、増加傾向にあります。この状況が進むと、今まで家族や親族が担ってきた課題を多様な主体で対応していくことが求められるため、日常生活の金銭管理や福祉サービスの利用援助だけでなく、入院や施設入所の手続き、死後事務等を公的に支援する新たな制度が検討されています。※吹田健やか年輪プランより抜粋。（10期の数値が算出され次第合わせる予定）

施策の方向(2) 地域福祉のセーフティネットの拡充

□評価指標

●多機関協働事業者の相談件数 重	●障がい者相談支援センターの相談件数 重
●参加支援事業の支援プラン作成件数 重	●子育て支援センターにおける合同ケース会議での事例検討数
●重層ミャクミャク会議等の会議開催件数 重	●自主防災組織の結成数
●コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の相談件数 重	●災害時要援護者支援に関する協定締結地区数
●地域包括支援センターの相談件数 重	●吹田市社会福祉協議会の認知度

① 重層的な支援体制整備の推進 ～吹田市重層的支援体制整備事業実施計画～

本市では、2025 年度から重層的支援体制整備事業(以下「重層事業」といいます。)を実施しています。重層事業は、各分野の制度や縦割りを超えて以下の既存及び新規事業等を一体的に実施することで、市の支援機関や地域団体、地域活動に参加する住民と連携して課題を抱える世帯への支援体制を整備し、地域共生社会の実現をめざすものです。(重層事業に資する取組の一覧は●ページへ)

【1】相談支援事業

世代や属性を問わず相談を受け止め、複雑化・複合化した課題等を把握する事業

◆支援機関(事業)例:地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、子育て支援コンシェルジュ事業、くらしサポートセンターすいた 他

【2】多機関協働 新規

本人や世帯を取り巻く複数の支援機関の役割りを調整する機能

【3】支援プランの作成 新規

「多機関協働」により支援が必要と判断された場合に、提供する支援の種類や内容等が記載された支援プランを作成する機能

【4】参加支援事業 新規

様々な体験等を通じて社会とのつながりをつくる事業

【5】地域づくり事業

住民と地域の多様な活動や資源とのつながりが生まれる環境を整備する事業

◆支援機関(事業)例:住民主体の介護予防活動支援事業(いきいき百歳体操)、地

域活動支援センター（※用）、のびのび子育てプラザ、小地域ネットワーク活動　他

【6】アウトリーチ等を通じた継続的支援 新規

訪問等により本人と継続的につながるための信頼関係を構築する機能

■コラム：「重層事業の全体イメージ例」

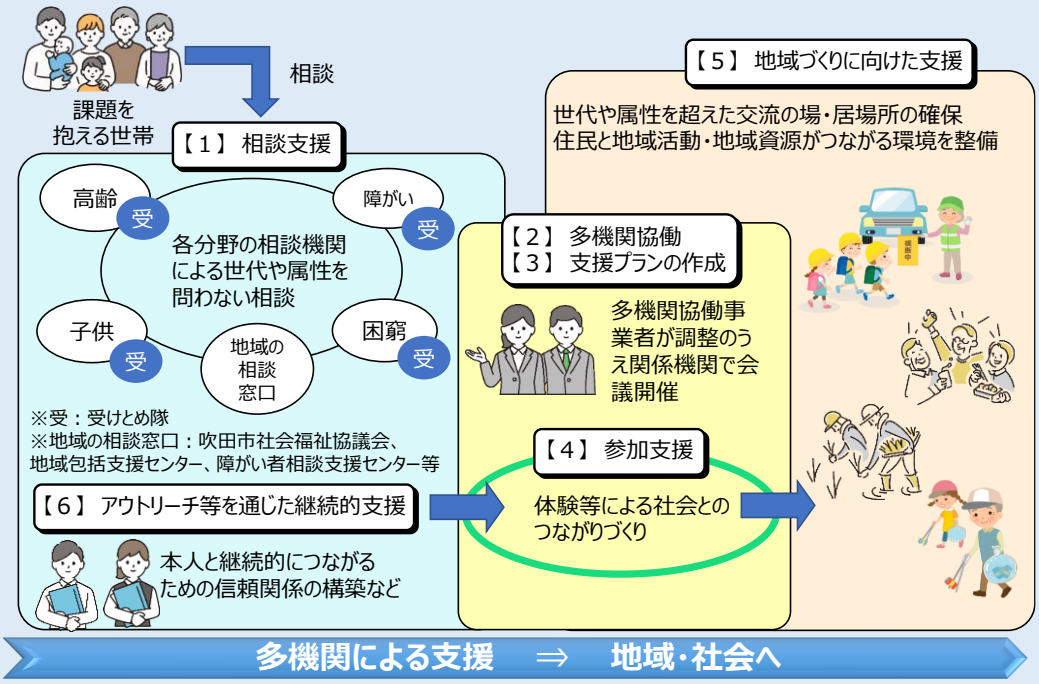

「親の介護が大変で、、、」という相談であっても、話を聞くと実は不登校の子供の世話による負担も重なっているなど、複雑で複合的な背景が見えることがあります。この場合、支援機関である地域包括支援センター等で受けた相談を、市の受けとめ隊（●ページ参照）と連携して属性を問わず一旦受けとめ（【1】）、必要に応じて多機関協働事業者が関係機関を集めて課題の共有や役割分担を行う（【2】）とともに支援プランを作成し、（【3】）、組織的に課題解決に向けて支援を実施します。

支援プランにおいては関係機関の関わりだけではなく、社会とのつながりづくりも図ります。「学校以外でも子供が通える居場所があると嬉しい」というお話があった場合は、地域の居場所活動（【4】）につなげ、調整・マッチングを行います。このような実績を積み重ねて課題を分析してくことで、運用方法の見直しや支援メニューの拡充など、より地域のニーズに合った事業展開（【5】）をめざします。家族や本人が支援を受ける必要性を感じていない場合は、本人のもとへ伺い（【6】）、状況の確認や信頼関係の構築に向けて取り組む場合もあります。

◆受けとめ隊

相談者の相談内容から課題が複雑化・複合化していることが判明し、相談先の室課や支援機関のみでは対応が困難な場合や既存の連携体制で対応できるか判断に迷う場合は、各室課に配置されている受けとめ隊に相談します。

受けとめ隊は、各室課や支援機関との連携方法を一緒に検討し、必要に応じて相談内容を多機関協働事業者（市福祉総務室が所管。●ページを参照）へつなぎます。また、様々な機関による支援検討の現場を知るため、担当の支援者と一緒に会議に出席する他、重層事業にかかる庁内研修等にも出席します。これらの取組により連携意識の醸成を図り、受けとめ隊を通して庁内における重層事業の周知・啓発及び連携スキルの向上をめざします。

受けとめ隊は福祉部局のみならず複雑化・複合化した相談に関わる複数の室課に配置し、事業の浸透状況や関連度合いを見ながら段階的に更に他の室課への配置も検討します。これにより各室課と支援機関の連携強化を図ります。

■受けとめ隊による支援連携

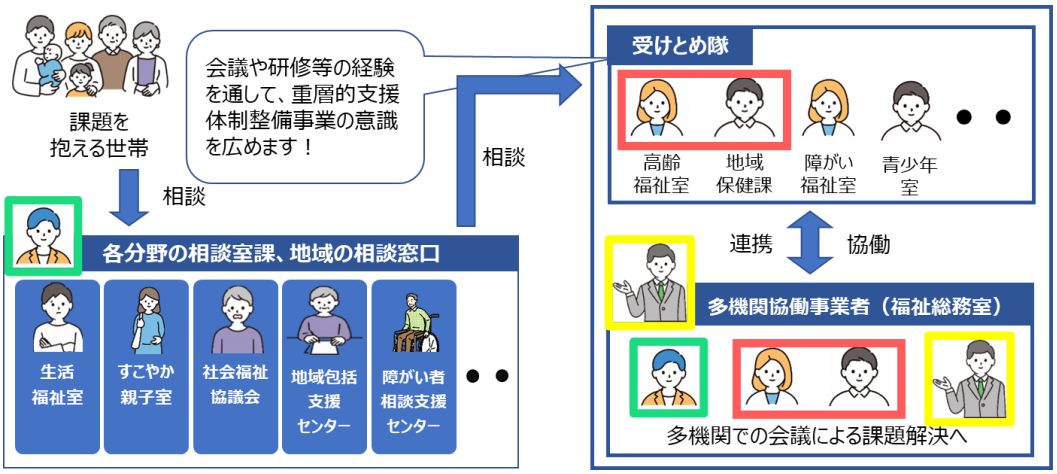

◆地域の相談窓口

受けとめ隊と同様に、吹田市社会福祉協議会や地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等については、「地域の相談窓口」として、世代や属性を問わず相談内容に応じて適切な専門機関等へつなぎ、課題の解決に向けたサポートをします。市役所だけでなく地域の中でも世帯の課題を見落とさない包括的な相談支援体制を構築します。

◆多機関協働事業者と3つの会議

包括的な相談支援体制の中で受けとめた相談のうち、既存の連携体制や相談先の機関のみでは対応が困難な複雑化・複合化したケース等については、受けとめ隊からの相談を受けた多機関協働事業者がその都度関係機関を招待して会議を開催し、組織的に課題の解決にあたります。

多機関協働事業者は、ケースの調整役を担い、関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等により重層事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めます。

なお、本市では重層事業において、目的が異なる3種類の会議体を設置します。

重層ミャクミャク会議 （支援が脈々と受け継がれていくようにという意味）	■本人の同意のうえで支援プランを作成し、所管室課や支援機関等とともに支援を実施。
重層プレミャクミャク会議 （支援が脈々と受け継がれるために先立って準備ができるようにという意味）	■本人の同意が得られないケースに対して、構成員に守秘義務を設けた上で個人情報を共有。
重層井戸端会議 （気軽に集まって会話ができるようにという意味）	■特定の個人についてではなく、課題の複雑化・複合化等により対応が困難なケースに対して、関係室課に気軽に助言等をもらう場。

◆支援体制の充実と評価

支援機関が複雑化・複合化した地域生活課題に適切に対応できるよう、研修や受けとめ隊の活動等により、相談対応力や多機関協働の調整力の向上を図ります。また、重層ミャクミャク会議等を活用し、支援機関が相互に役割を理解しながら、円滑な情報共有及び役割分担による連携体制の充実を図ります。

重層事業の達成状況については、本計画に掲げる評価指標等を活用して実施状況や課題を定期的に把握・評価するとともに、第5次地域福祉計画の進行管理と一体的に検証し、必要に応じて事業内容や実施体制の見直しを行います。

■コラム：「地域の相談窓口を担う3つの機関」

【吹田市社会福祉協議会】※1

高齢者や障がい者などの属性を問わず生活上のお悩みや困りごと等について専門職が相談に応じており、解決に向けたサポートをしています。また、様々な福祉団体や福祉施設と連携しながら住民主体の地域づくりのサポート等を行っています（詳細は●ページ）。

※1　社会福祉法に基づき、全国の各市町村に１つずつ設置されています。

【地域包括支援センター】※2

主に高齢による介護、健康、生活、在宅医療や認知症（※用）に関するお悩み等について社会福祉士や介護支援専門員などの専門職が相談に応じており、お悩みの解決に向けたサポートをしています。

その他、介護保険及び在宅福祉サービスの申請受付や、地域での出前講座を実施しています。

※2　市内に15か所設置しており、お住まいの圏域によって管轄が異なります。

【障がい者相談支援センター】※3

主に障がいによる日常生活、社会生活を送る上での不安や悩み、困りごと等について、精神保健福祉士や社会福祉士などの専門職が相談に応じており、安心して生活が送れるようサポートしています。

その他、障害者手帳、自立支援医療等の申請受付や、地域での出前講座を実施しています。

※3　市内に6か所設置しており、お住まいの圏域によって管轄が異なります。

②地域の安心・安全を支える体制の強化

頻発する自然災害や、特殊詐欺の件数の増加等については、近年における社会的課題となっています。地域における困りごとは分野や世代ごとに様々ですが、防災・防犯に関する困りごとについては、分野等を問わず地域共通の根深い課題として認知されています。

本市では、高齢者や障がい者など自ら避難することが困難で支援を必要とする方（災害時要援護者）が、被災時に必要な避難行動や支援を自ら確認するための行動計画書である個別避難計画の作成を進めています。この取組は、自分の周りの頼れる組織や人を平時から把握し、地域とのつながりを意識するきっかけにもなります。市民や支援機関に向けて、福祉防災の専門家による個別避難計画の作成や避難行動等に関する勉強会を開催するなど、取組を進めています。

また、平時から災害時要援護者の状況把握などに努める自治会、自主防災組織等である地域支援組織と協定を締結し、必要な支援体制の構築を図っています。

防犯に関しては、本市は 2023 年度に大阪府吹田警察署と「吹田市民を犯罪から守るための連携協定」を締結しており、防犯に関する研修会やイベントの共催など、連携を進めています。

今後もこれらをはじめとする様々な取組により、分野を超えて様々な支援機関とも協働しながら課題解決につながる取組を検討していきます。

■コラム：「吹田市民を犯罪から守るための連携協定に基づく取組紹介」

「特殊詐欺キャンペーン」と題し、吹田警察署職員や吹田市職員、ボランティアの方が協力し、市内の郵便局や銀行の ATM コーナーにおいて、特殊詐欺防止の啓発チラシの配布や地域住民への声かけを行いました。

吹田市における2025年の刑法犯認知件数は2，141件で、前年から107件増加しており、とりわけ特殊詐欺の件数が増加傾向にあります。今後も犯罪被害防止を図るための様々な取組を進めます。

■コラム:「災害時に向けた吹田市社会福祉協議会との連携」

吹田市社会福祉協議会では、平時から災害支援について考える機会や、団体同士のゆるやかなつながりをつくることを目的として、吹田災害支援ネットワークを開催しています。また、吹田市内で大規模災害が発生した際は、本市からの要請を受けて災害ボランティアセンターを設置し、被災して困っている地域住民と市内外から支援に駆けつけるボランティアとをつなぐ相談窓口として、被災者支援活動に取り組んでいます。

本市では、このように災害対応に重要な役割を担う吹田市社会福祉協議会と日頃から連携を深めるべく、地域住民向けの地域防災総合訓練では、吹田市社会福祉協議会がブース出展による活動の啓発を行ったり、市職員向けの全庁一斉災害対策訓練において、一緒に訓練活動に取り組んでいます。

その他にも、定期的に災害対応等に関する協議や意見交換を行い、災害時に発生するごみ（災害時廃棄物）の処理方法や、災害ボランティアの方向けのごみ処理用ハンドブックの内容など個別の事案についても検討しており、今後も引き続き様々な方法で連携を図っていきます。

検討中のハンドブック（案）

～吹田市再犯防止推進計画～

国の刑法犯検挙者（※用）数に占める再犯者率は 2021 年以降減少傾向にあり、2024 年には 46.2%となっていますが、依然として約半数の検挙者が再犯者です。再犯を防ぐことは、新たな犯罪被害を防ぎ、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりにつながります。

2025 年12月には「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律」が公布され、保護司等による更生保護活動に対する地方公共団体の協力が努力義務とされました。また、2023 年 3 月には第二次再犯防止推進計画が策定され、国だけでなく地方公共団体においても関係機関と連携し、犯罪や非行をした人の立ち直りを支えることの重要性が示されました。

◆基本的な方向性

1 犯罪をした人たちが地域社会の中で孤立することがなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた息の長い支援を実現すること。

2 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。

3 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

◆重点課題

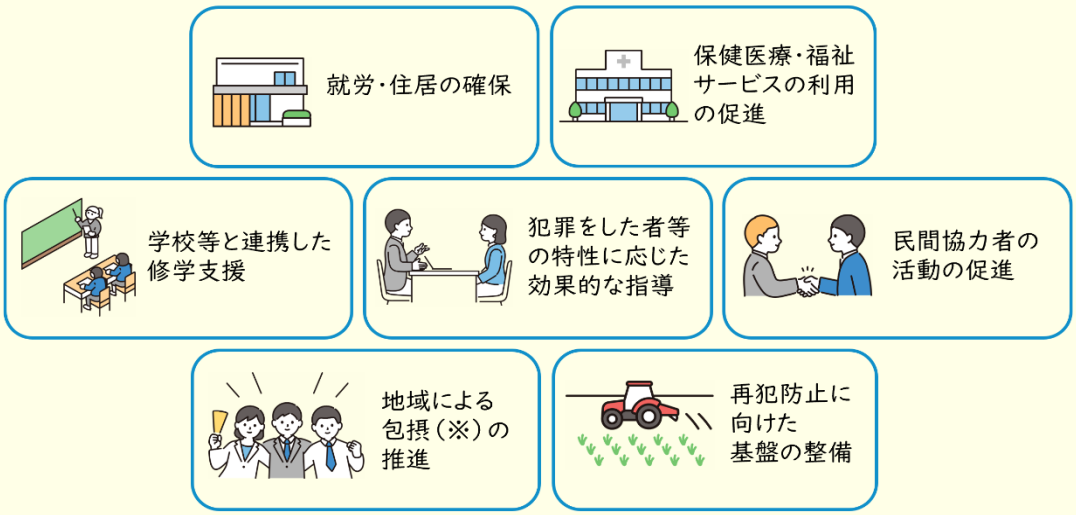

（※）・・・犯罪をした人たちに対して必要な支援につなぐなど、地域社会の一員として立ち直ることができるような環境をつくること。

法務省「第二次再犯防止推進計画 概要版」を基に作成

（計画の詳細は法務省ホームページを御参照ください。）

本市においては、福祉・就労・住居・医療等の関係機関や保護司会等との連携を図りながら、地域の事情に応じた再犯防止に関する取組を総合的かつ計画的に推進することで、犯罪をした人たちが、地域社会の一員として孤立することなく生活できるよう、地域共生社会の実現に努めてまいります。

【基本方針1　再犯防止に関する地域住民の理解促進】

（1）社会を明るくする運動（詳細は●ページ）や再犯防止に関する啓発活動等を実施します。

（2）学校との連携を通じて、身近な地域における更生保護の周知に努めます。

【基本方針2　更生保護関係者の活動支援等による連携強化】

（1）保護司等の更生保護活動を行う方や団体の活動支援の充実を図ります。

（2）更生保護サポートセンター吹田の運営支援を行います。

【基本方針3　支援の充実に向けた関係機関との連携促進】

（1）就労・住居の確保や適切な保健医療・福祉サービスの提供に向け、関係機関と連携を深めます。

（2）学校や子供・若者にかかる機関と連携し、地域に根付いた支援の充実を図ります。

■コラム：「更生保護サポートセンター吹田」

更生保護サポートセンター吹田では、地域における犯罪や非行の防止に関する相談支援のほか、更生保護に関する情報発信等を行っています。

「犯罪歴を意識しすぎないことが大切」これはセンターで活動する保護司の方の言葉です。犯罪歴ばかりが注目されると、本人は「社会に受け入れてもらえない」と感じ、心を閉ざしてしまうことがあります。過去ではなく今の姿で受けとめることが、厚生への大きな力となります。そして、一人ひとりを地域の一員として受け入れ、必要な支援につなげていくことが、地域共生社会の実現につながります。

巻末資料　用語集

作成中